宮崎市津波防災地域づくり推進計画

～なんとしても人命を守る 安全・安心を未来につなぐ 緑と調和したまちづくり～

第１版

（大淀川河口から市街地を望む）

平成２７年３月

宮崎市

宮崎市津波防災地域づくり推進計画　第１版

目次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

序　章　推進計画作成にあたって
（１）　計画作成の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）　計画の目的・役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（３）　推進計画作成の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第１章　宮崎市の現状とこれまでの取り組み
１－１　宮崎市の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（１）人口　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（２）土地利用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（３）建物分布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（４）標高　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（５）宮崎市都市計画マスタープラン　・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（６）緊急輸送道路　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
１－２　宮崎市のこれまでの取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

第２章　地震・津波被害想定
２－１　過去の地震津波記録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
２－２　宮崎市における津波想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（１）浸水域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（２）沿岸部における最大津波高　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
（３）沿岸部における津波到達時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
２－３　地震・津波による被害予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

第３章　津波防災地域づくりの課題
３－１　課題の整理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（１）課題の抽出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（２）課題のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

第４章　推進計画区域
４－１　本市における推進計画区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

第５章　津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本方針
５－１　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
５－２　実現に向けた取り組み方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
５－３　土地利用及び警戒避難体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
（１）土地利用に関する方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
（２）警戒避難体制に関する方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

第６章　津波防災地域づくりのために行う事業又は事務
６－１　事業又は事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（１）早期避難のための環境を整備する　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
（２）津波の防護ラインを強化する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
（３）救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する　・・・・・・・・・・　５２
（４）災害対応力を高める　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
（５）広域連携基盤を強化する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
６－２　事業又は事務のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

第７章　今後の推進計画の進め方
７－１　今後の推進計画の課題について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
７－２　都市計画マスタープランとの調和について　・・・・・・・・・・・・　５７
７－３　推進計画の評価・検証について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７

はじめに

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が１万８千人を超えるなど、甚大な被害をもたらしましたが、そのほとんどが津波によるもので、日向灘に面した長い海岸線を有する我々宮崎市民にとりましても大変大きな衝撃でした。

本市では、東日本大震災での貴重な教訓を踏まえ、平成２５年度から「市民の命を守る事業」として、ハード・ソフトを組み合わせた地震・津波等に対する防災対策に重点的に取り組んでおり、平成２５年度にはハード対策の基本的な考え方を取りまとめた「宮崎市地震津波対策インフラ構想」を策定しました。

こうした中、本市は、人口減少社会に対応した「地方創生」の取り組みを積極的に行っており、平成２６年１２月に「地方中枢拠点都市宣言」を行いました。

産業や都市機能が集積している本市は、宮崎都市圏のエンジンとなって地域経済を力強くけん引し、人口減少のスピードを抑えて圏域全体の活性化を図るという大きな責務があり、このためには、広域連携の視点も踏まえた災害に強い安全・安心なまちづくりが求められています。

このような状況を踏まえ、このたび、学識経験者、住民代表、国・県・市の関係者による「宮崎市津波防災地域づくり推進計画協議会」を設置し、「宮崎市地震津波対策インフラ構想」をベースとして、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「宮崎市津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。

この計画は、国・県・市が一体となって津波災害に強い地域づくりを進め、本市の「防災力」の強化につなげようとするものです。

今後は、この計画の着実な実施・検証・改善・更新を継続的に行うことで、安全・安心なまちづくりを目指していきます。

平成２７年３月
宮崎市長
戸敷　正

序章　推進計画作成にあたって

（1）　計画作成の背景

平成 23(2011)年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（※以下、「東日本大震災」という。）では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生し、東北・関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらしました。

東日本大震災を受け、国は南海トラフ巨大地震の想定地震・津波を見直すため、内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「内閣府モデル検討会」という。）を立上げて検討に着手し、次いで平成 23 年 12 月には「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「法」という。）を制定し、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に関しては、多種多様なハードとソフト施策の組み合わせによる「多重防御による減災」に重きを置き、地域づくり・まちづくりの視点も踏まえた対策に取り組んでいくこととされました。

その後、平成 24 年８月には内閣府モデル検討会が南海トラフ巨大地震による浸水予測を、更に平成 25 年２月には法に基づき、宮崎県が南海トラフ巨大地震の津波浸水想定を公表しましたが、自治体単位で本市はいずれも全国最大クラスの浸水域になることが想定されています。

これを受けて本市では、平成 25 年 10 月に市独自の構想として、「宮崎市地震津波対策インフラ構想」（以下、「インフラ構想」という。）を策定し、本市の地震津波対策に資するインフラ整備の方向についてまとめました。

一方、平成 26 年３月に、本市が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「推進地域」及び「特別強化地域」に指定されたことを受け、平成 26 年５月に宮崎市地域防災計画の改訂を行い、南海トラフ地震発生時の避難対策等の計画を定め、避難施設の整備等を進めています。

さらに、平成２６年３月には、九州地方整備局及び宮崎県が事務局となって設立された「宮崎県沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会」により、法に基づく推進計画作成のためのガイドラインが策定されました。

こうした状況を踏まえ、今回、インフラ構想をベースとして法に基づく「推進計画」を作成し、国・県・市が一体となった津波対策を推進することで、南海トラフ巨大地震等に伴う津波被害の軽減につなげようとするものです。

※東日本大震災は、東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した巨大津波、及びその後の余震により引き起こされた大規模地震災害の総称です。

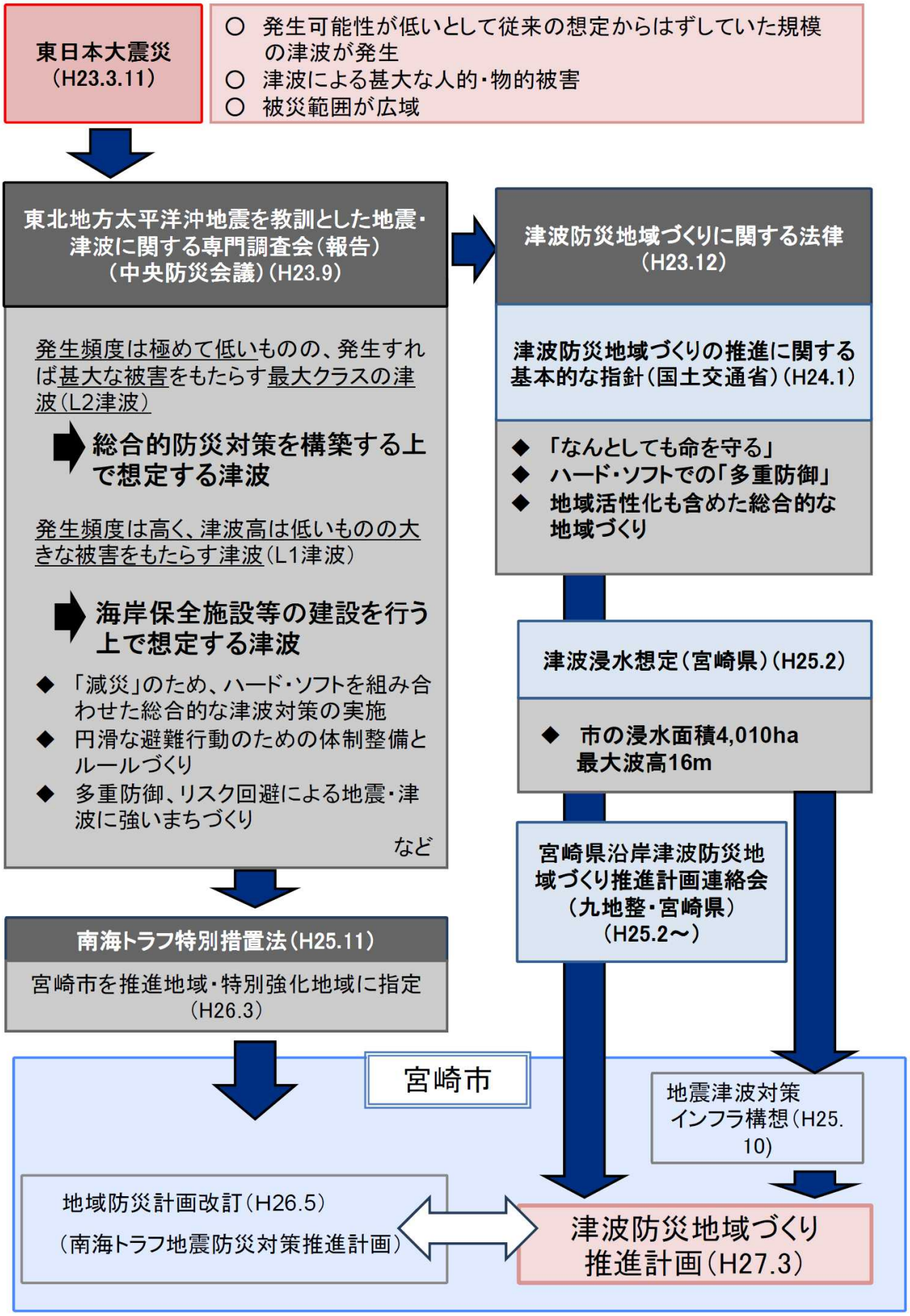
東日本大震災
（H23.3.11）
○ 発生可能性が低いとして従来の想定からはずしていた規模の津波が発生
○ 津波による甚大な人的・物的被害
○ 被災範囲が広域
東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会（報告）（中央防災会議）（H23.9）
発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）
総合的防災対策を構築する上で想定する津波
発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1津波）
海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波
◆ 「減災」のため、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な津波対策の実施
◆ 円滑な避難行動のための体制整備とルールづくり
◆ 多重防御、リスク回避による地震・津波に強いまちづくり
など
南海トラフ特別措置法（H25.11）
宮崎市を推進地域・特別強化地域に指定（H26.3）
津波防災地域づくりに関する法律（H23.12）
津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（国土交通省）（H24.1）
◆ 「なんとしても命を守る」
◆ ハード・ソフトでの「多重防御」
◆ 地域活性化も含めた総合的な地域づくり
津波浸水想定（宮崎県）（H25.2）
◆ 市の浸水面積4,010ha
最大波高16m
宮崎県沿岸津波防災地域づくり推進計画連絡会（九地整・宮崎県）（H25.2～）
宮崎市
地震津波対策インフラ構想（H25.10）
地域防災計画改訂（H26.5）
（南海トラフ地震防災対策推進計画）
津波防災地域づくり推進計画（H27.3）

図 0-1　計画作成の背景

（2）　計画の目的・役割

宮崎市津波防災地域づくり推進計画（以下、「本計画」という。）は、法第１０条第１項に示すように、国が定めた津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえて作成するもので、津波から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画です。

これにより、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとするものです。

なお、計画作成に当たっては、地域のあるべき市街地像、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等を総合的に定めている市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「都市計画マスタープラン」という。）など既存のまちづくりに関する方針と調和・整合を保ちながら、住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりに関する方針との整合を図る必要があります。

【参考】津波防災地域づくりに関する法律より抜粋

（基本方針）

第３条　国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

（推進計画）

第 10 条　市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

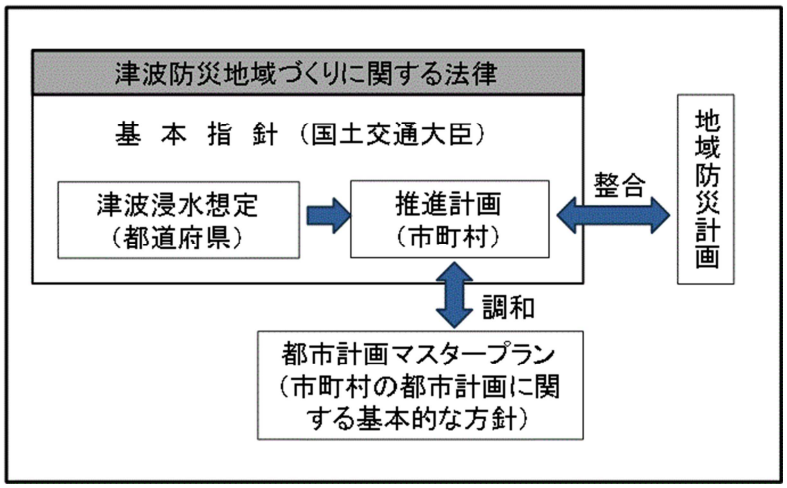

図 0-2　推進計画と関連する計画・方針等との関係図

（３）　推進計画作成の流れ

本計画の作成に当たっては、法第１１条の規定に基づく協議会「宮崎市津波防災地域づくり推進計画協議会」を設置し、平成２６年７月から３回にわたり、本計画の区域や課題・施策等について審議いただきました。

また、平成２７年２月から１ヶ月間に渡りパブリックコメントを行いました。

≪協議会開催≫

〇第１回協議会　平成２６年７月　４日
〇第２回協議会　平成２７年１月１５日
〇第３回協議会　平成２７年３月２３日

≪パブリックコメント実施≫

平成２７年２月５日～平成２７年３月６日

第１章　宮崎市の現状とこれまでの取り組み

１－１　宮崎市の現状

（１）人口

①人口推計

第四次宮崎市総合計画において、本市の人口は、平成 24 年の約 40.2 万人から、平成 34 年には約 39.6 万人（減少率 1.5%）に減少すると予測されています。

要配慮者となる可能性が高い老年人口（65 歳以上の人口）は、平成 24 年の約 8.9 万人から、平成 34 年には約 11.6 万人（増加率 29.8%）に増加する見込みです。また、災害時において、救援・救護活動に参加することが望まれる生産年齢人口（15 歳以上～65 歳未満の人口）については、平成 24 年の約 25.5 万人から、平成 34 年には約 22.7 万人（減少率 10.8%）に、更に年少人口（15 歳未満の人口）も、平成 24 年の約 5.9 万人から、平成 34 年には約 5.4 万人(減少率 8.6%)に減少する見込みです。

以上により、本市の地震・津波対策においては、要配慮者となる可能性の高い老年人口の人口構成割合が増加する傾向にあるとともに、現在及び将来にわたり救援・救護活動に参加することが望まれる生産年齢人口及び年少人口が減少する傾向にあることに留意する必要があります。

表 1-1　宮崎市の人口推計

年次	H24 年	増減 H24→H29	H29 年（推計）	増減 H29→H34	H34 年（推計）	増減 H24→H34
総　数	402,436	-0.3%	401,280	-1.2%	396,438	-1.5%
年少人口	58,658	-3.8%	56,423	-5.0%	53,602	-8.6%
（～14 歳）　構成比	14.6%	-0.5	14.1%	-0.6	13.5%	-1.1
生産年齢人口	254,621	-6.4%	238,306	-4.7%	227,066	-10.8%
（15 歳～64 歳）　構成比	63.3%	-3.9	59.4%	-2.1	57.3%	-6.0
老年人口	89,157	19.5%	106,551	8.7%	115,770	29.8%
（65 歳～）　構成比	22.1%	4.4	26.5%	2.7	29.2%	7.1
うち 75 歳以上人口	(45,161)	14.6%	(51,763)	13.1%	(58,560)	29.7%
構成比	11.2%	1.7	12.9%	1.9	14.8%	3.6

単位：人

備考：基準人口を平成 24 年 10 月 1 日現在の現住人口とし、同時点の住民基本台帳人口（５歳階級別人口）、国立社会保障・人口問題研究所発表資料等を基にコーホート要因法により推計。
平成 24 年の区分別人口は、同年 10 月 1 日現在の現住人口と住民基本台帳人口の総数の比率を、住民基本台帳人口の区分別人口に乗じて推計。

②人口分布

本市の人口（100mメッシュ）の分布状況は図 1-1 のとおりです。

本市においては大淀川沿いに居住人口が集中していることがわかります。

大淀川以北では、国道１０号沿線の佐土原町から住吉、花ヶ島地区にかけて、また、宮崎神宮や県総合文化公園が立地する平地周辺に比較的居住人口が多くなっています。

また、大淀川以南では、宮崎空港周辺及び国道２２０号西側に比較的居住人口が多くなっています。

清武川から加江田川においては、学園木花台を中心に比較的居住人口が多くなっています。

加江田川以南では、日向灘沿岸部に比較的居住人口が少なくなっており、青島・こどものくに周辺では比較的居住人口が多く、青島以南においては日向灘沿岸部に比較的居住人口の少ない地区が分散しています。

津波による浸水が想定されている地域で人口分布が多いのは、大淀川河口・宮崎港周辺、八重川周辺、青島の一部となっています。

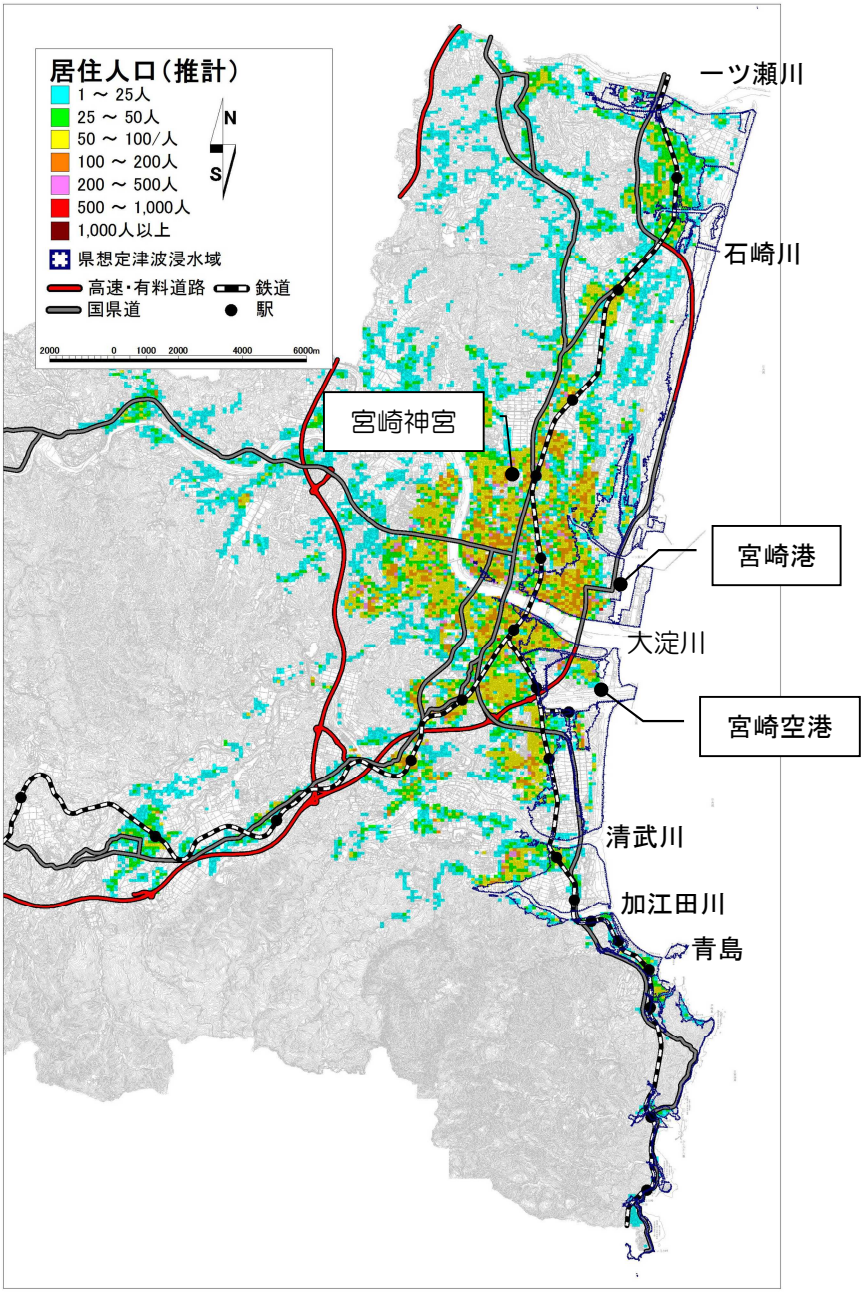

図 1-1：人口分布

（2）土地利用

本市には、宮崎広域都市計画区域（線引き）及び田野都市計画区域（非線引き）の２つの都市計画区域が設定されており、市中心部から同心円状に拡大した市街化区域と、合併前の旧市町村の中心地に飛び地状の市街化区域が設定されています。

沿岸部周辺の土地利用の状況を見ると、大淀川沿い、石崎川沿い、清武川沿いの南側、国道 10 号沿線に住宅用地を中心とした市街地が広がっており、さらに加江田川から青島周辺にかけて住宅用地が広がっています。また、青島以南においては、旧漁村集落と考えられる住宅用地が分布しています。

商業用地は、主に橘通り周辺、国道 10 号沿線、青島周辺に分布しており、宮崎港近辺には大規模商業施設が立地しています。

工業用地については、宮崎港・宮崎空港といった重要物流拠点周辺に分布しています。

宮崎港周辺を除く、日向灘沿岸部においては、松林を中心とした保安林が連続しており、宮崎市らしい景観を形成しています。

津波による浸水が想定されている区域の主な農地については、一ツ瀬川右岸、宮崎空港南の国道 220 号沿線、加江田川左岸等があります。

津波による浸水が想定されている地域で都市的土地利用が多いのは、大淀川河口・宮崎港周辺、八重川周辺、青島周辺となっており、その他の海岸付近は山林・農地等となっています。

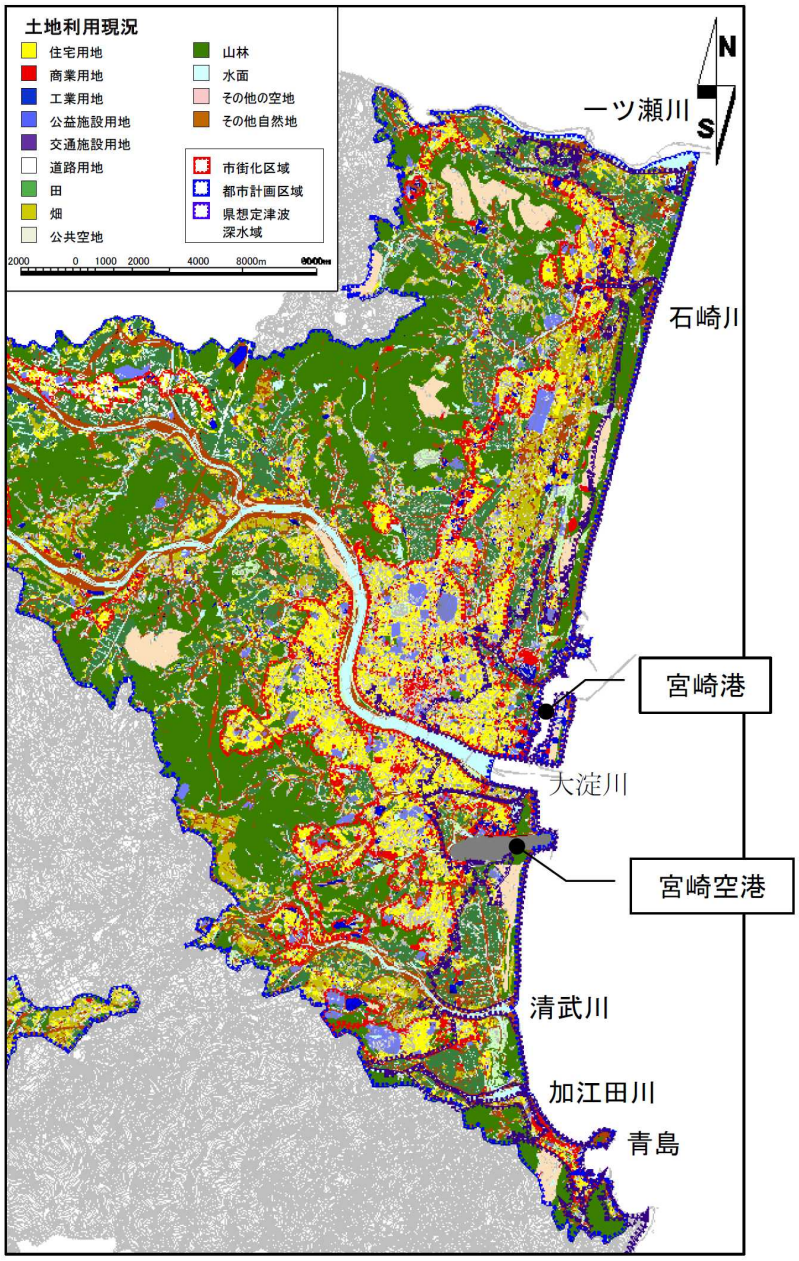

図 1-2　土地利用現況

（3）建物分布

本市の建物分布状況は図 1-3 のとおりです。

分布状況を見ると、大淀川周辺、石崎川周辺、住吉地区、花ヶ島地区などの国道１０号沿線や、宮崎神宮・県総合文化公園周辺に多く分布しています。

また、大淀川以南では、宮崎空港北側、県道中村木崎線沿線西側に建物が多く、木花地区については、JR 木花駅周辺や学園都市、青島地区では青島漁港周辺が多くなっています。

津波による浸水が想定されている地域で建物が多いのは、人口分布と同様、大淀川河口・宮崎港周辺、八重川周辺、青島の一部となっています。

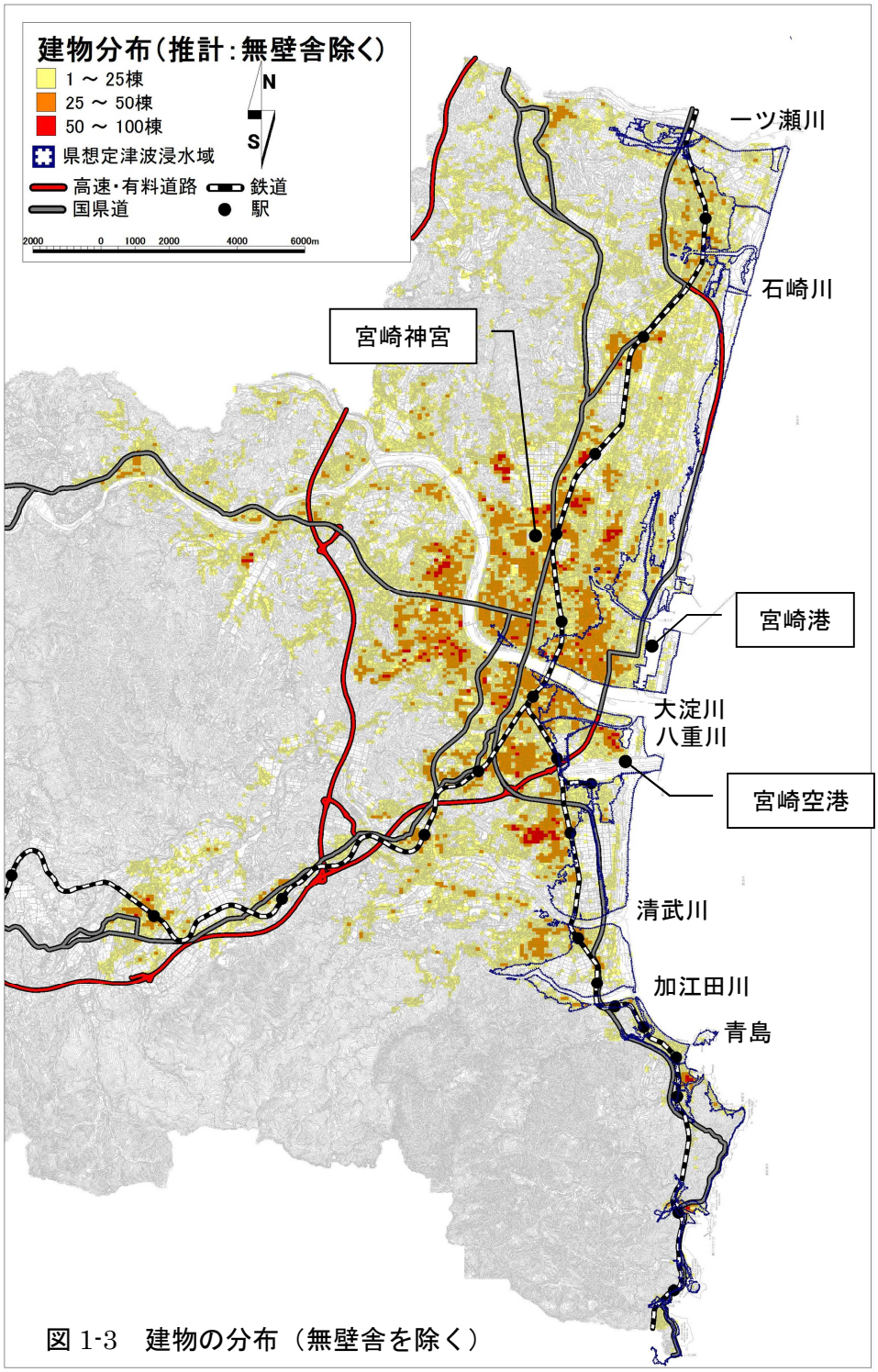

図 1-3　建物の分布（無壁舎を除く）

（４）標高

本市の標高は、沿岸部周辺及び日向灘に直流する河川の河口周辺は低く、西側に行く程高くなっており、市街地の中心部は概ね３～１０ｍとなっています。

特に標高が低いのは、一ツ瀬川・大淀川河口（右岸）、宮崎港西側、国道２２０号南バイパス周辺（本郷南方、郡司分）、県総合運動公園周辺で３ｍ未満となっています。石崎浜から一ツ葉海岸にかけて、また、赤江海岸周辺は概ね１０ｍ以下の帯状の丘陵地となっています。佐土原町石崎浜から一ツ葉海岸のうち、一ツ葉有料道路の北側から山崎町にかけては、前記丘陵地の背後に沿うように１０～２０ｍ以下、所によっては２０ｍ超の丘陵が連なっており、また、同様に佐土原町市街地の東側にも、帯状の１０～２０ｍ以下の丘陵地があり、津波防災上極めて重要な地形を有しています。

その他の海岸部については、青島市街地が３～５ｍ以下となっています。

日南海岸沿いは、そのほとんどが海岸線から急勾配に迫り上がった２０ｍ超の山地となっており、平地は少ないものの、人家が立地している平地は５ｍ以下が多くなっています。

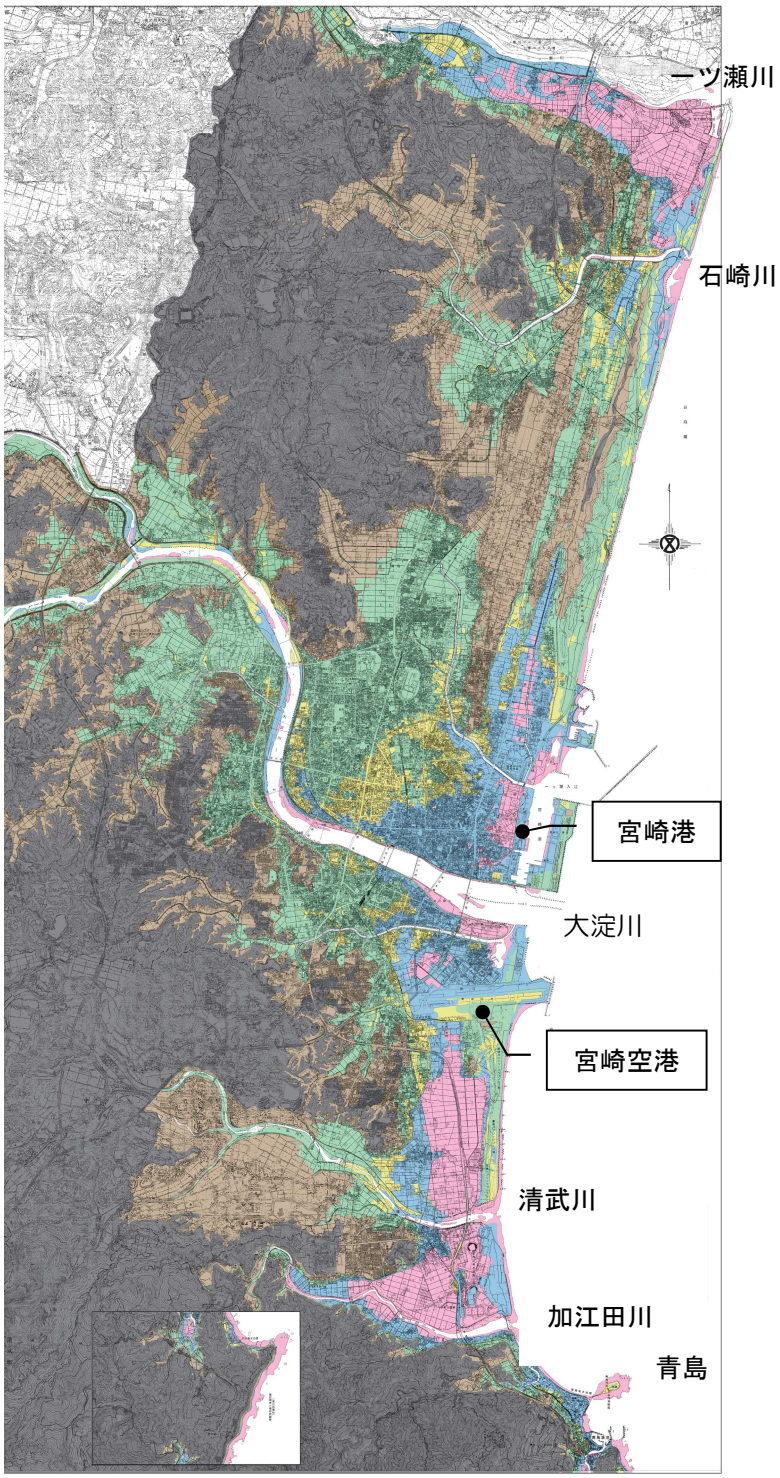

図 1-4　宮崎市標高概要図

（5）宮崎市都市計画マスタープラン

宮崎市都市計画マスタープランは、住民にわかりやすい形で、あらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、土地利用をはじめ、交通施設、生活環境施設、公共空地の整備などに関する基本的な方針を定め、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもので、都市計画（まちづくり）の根本となるものです。

この都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本的な方向を、

1．既存ストック（現に有る、都市を支えるさまざまな蓄積）を有効に活用しながら、原則として郊外においては本市の都市構造に大きな影響を与える新たな都市機能の立地を抑制します。
2．多様な都市機能を都心部並びに合併四町の中心部、及びそれらの周辺にコンパクトに集約させながら、都心部と各地域の都市拠点間を連携させる交通軸である都市軸を強化します。
3．大規模自然災害に備え、「なんとしても人命を守る」まちづくりを目指します。

としており、「都市機能集約の効果が、新市一体となって発揮されるコンパクトシティ」を目指しています。

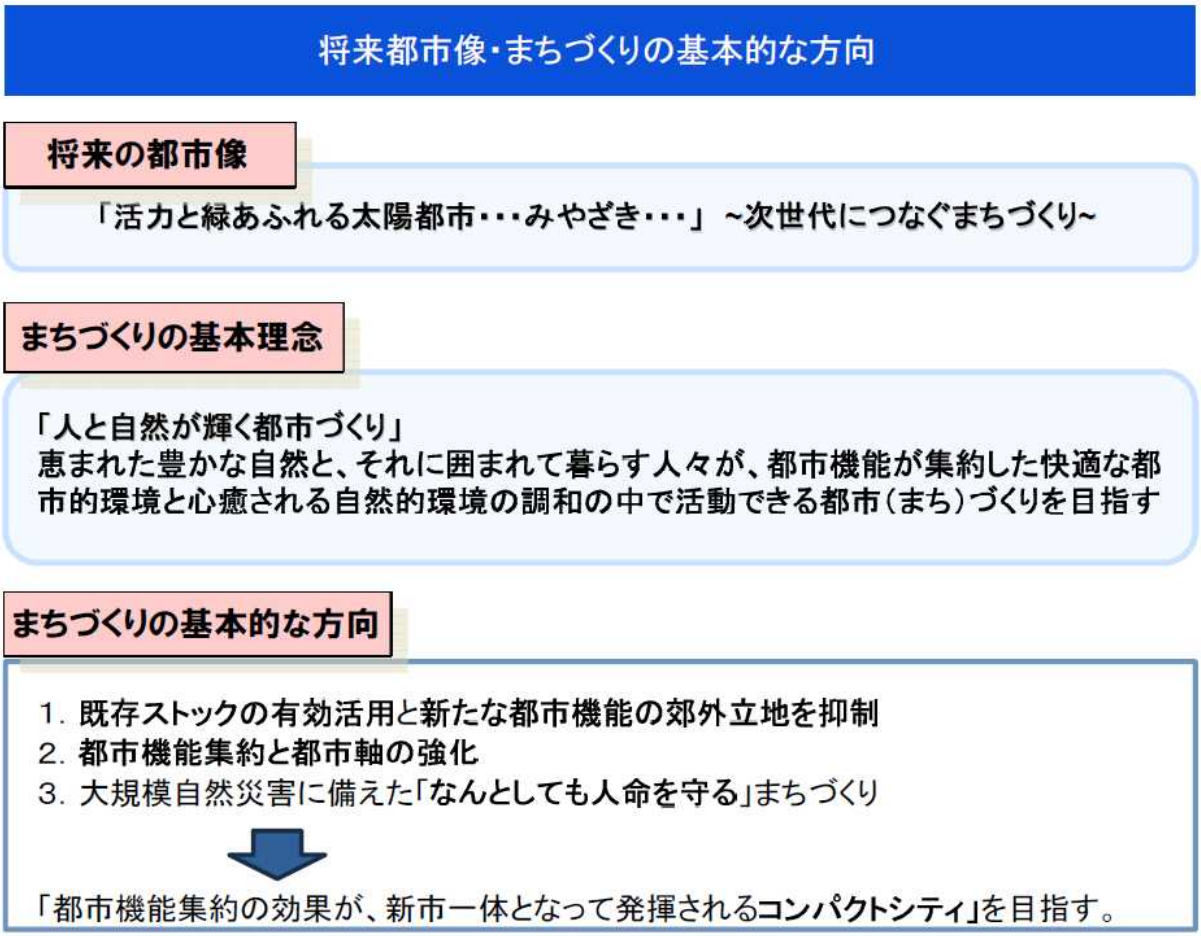

この基本的な方向に基づき、まちづくりの基本目標、整備・誘導方針を設定しています。整備・誘導方針においては、本計画の検討を行うこととされています。

まちづくりの基本目標

Ⅰ．安全・安心で災害に強い良好な居住環境の形成
Ⅱ．豊かな自然的環境と調和した、景観を含めた良好な都市環境の形成
Ⅲ．活発で円滑な都市活動、経済活動を支える災害に強い良好な都市基盤の形成

まちづくりの整備・誘導方針

（津波災害に関する事項を抜粋）

整備・誘導方針１：安全・安心なまちづくり【市全域】

（災害全般）
■大規模自然災害の発生に備え、本市のみならず県下全体の速やかな復旧・復興等に対応できるよう、被災支援のための拠点機能の向上に努めます。
■「減災」の視点を前提に、行政と多様な民間の活動主体との幅広い連携を図りながら、ソフト面も含めた防災対策により、ハード整備だけに頼らない安全・安心のまちづくりに務めます。
■大規模自然災害の発生に備え、指揮命令、情報の収集・発信、救命・救急、避難、復旧・復興等の拠点となる公共公益施設の耐震化並びに非常用電源・情報通信網の充実など、防災機能の向上に努めます。

（地震・津波災害）
■特に津波による浸水が想定される区域については、津波発生が予想される際に、いち早く高い場所に避難できる環境の整備に努めます。
■平成23年12月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「推進計画」の検討を行います。
■巨大地震による津波の発生を想定した今後の土地利用のあり方については、上記の「推進計画」や今後の国の動向等を踏まえながら、検討を行います。
■民間とも連携しながら、地震・津波に強い避難施設の確保・整備に努めるとともに、民間建築物の耐震化並びに津波避難ビル等の指定など、防災機能の向上に努めます。

整備・誘導方針２：都心・中心市街地の活力・魅力づくり【中心部】

（防災）
■大規模自然災害の発生に備え、防災に関する指揮命令、情報の収集・発信、救命・救急、避難、復旧・復興等の拠点となり得るよう防災機能の強化に努めます。
■市街地再開発事業等の推進による市街地空間の更新と建物の不燃化・耐震化の促進に努めるとともに、地権者等の理解と協力に基づく狭あい道路の拡幅等のよる公共空地の確保により、都市防災機能の面的な強化に努めます。

整備・誘導方針３：合併四町域の活力・魅力づくり【合併四町域】

（防災）
■合併四町域の中心部は、各地域の防災拠点として、総合支所の防災機能の充実や都市基盤整備等に努めます。

その上で、都市計画マスタープランにおいては、将来の都市構造に防災拠点や防災支援拠点といった防災上の役割を担う拠点など、様々な機能を担う拠点を位置づけ、津波災害をはじめとした全ての災害に強いまちづくりを目指しています。

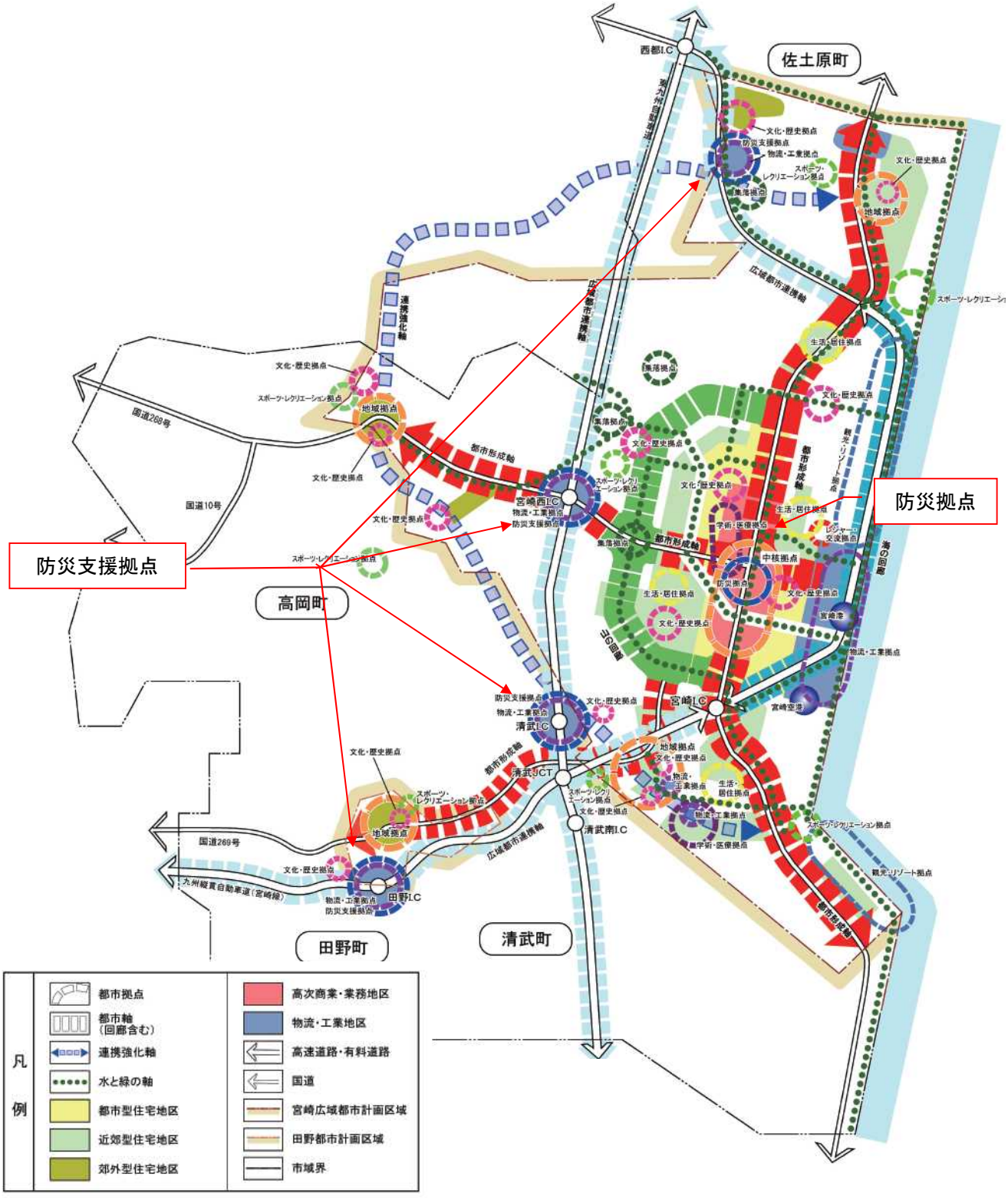

図 1-5　将来都市構造図

出典：宮崎市都市計画マスタープラン

（６）緊急輸送道路

緊急輸送道路は、地震防災対策特別措置法に位置づけられた地震災害時の「緊急輸送を確保するための必要な道路」で、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担うものとされています。

平成８年度に県内の緊急輸送道路ネットワーク計画が定められ、道路の整備や橋梁の耐震化などが優先して進められています。平成２４年には東九州自動車道などの県内幹線道路の整備の進捗や東日本大震災を踏まえ、緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しが行われています。

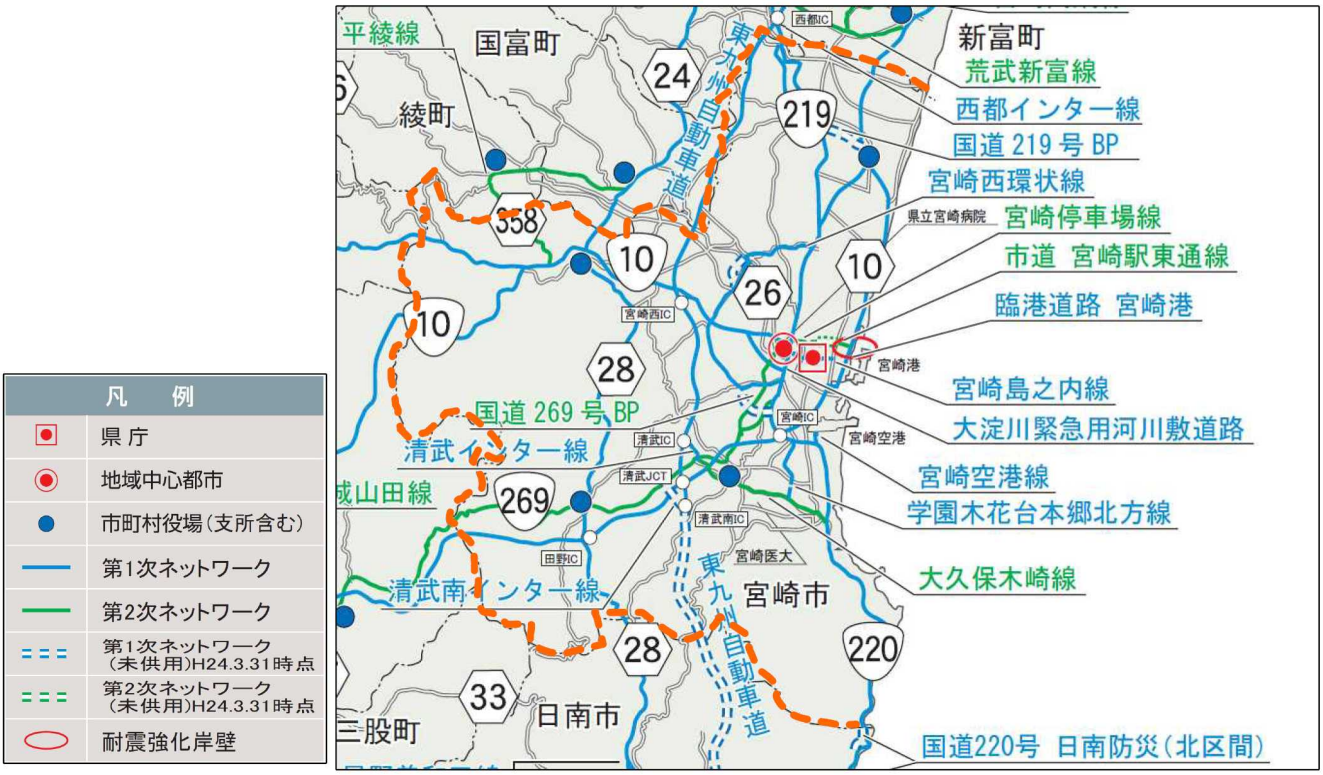

図 1-6　宮崎市における緊急輸送道路ネットワーク計画図

出典：宮崎県ホームページ

１－２　宮崎市のこれまでの取組み

平成２６年度現在で、東日本大震災を踏まえた平成２３年度以降の本市地震・津波対策の主なものは表 1-2 のとおりです。

表 1-2　宮崎市が東日本大震災を踏まえて取り組んでいる主な地震・津波対策

1 防災に関する計画の策定	(1) 地域防災計画	地域防災計画改訂
	(2) 推進計画等	津波避難計画策定 南海トラフ地震対策計画策定
2 防災意識醸成	(1) 啓発	津波ハザードマップの作成
	(2) 訓練	総合防災訓練の実施
3 情報伝達	(1) 市民への情報伝達	同報系防災行政無線の設置
	(2) 行政内の情報伝達	デジタルＭＣＡ無線の設置
4 地域で取り組む防災対策	(1) 要配慮者対策	要配慮者防災行動マニュアルの改訂
	(2) 自主防災組織の充実	自主防災組織への支援等
	(3) 耐震化の推進	木造住宅耐震診断・改修補助
5 避難所・場所の整備	(1) 避難所の確保	津波避難ビルの協定締結
	(2) 一時避難所の確保・整備	避難困難地区の抽出及び避難対策の検討・実施 公園の整備
	(3) 避難路の整備	津波避難経路等の整備支援
	(4) 備蓄品の確保	備蓄品（食料等）の見直し
6 災害に備えた施設等整備	(1) 構想・推進計画策定	地震津波対策インフラ構想の策定
	(2) 水門等の整備	旭雨水幹線水門整備 田吉樋管整備
	(3) ライフラインの確保	幹線配水管路等更新、耐震化
	(4) 危険箇所の整備・点検	急傾斜地の点検
	(5) 公の施設の整備	青島地域複合型防災施設整備 小・中学校屋内運動場天井落下防止対策
7 復旧・復興対策	(1) 復旧体制の整備	業務継続計画（ＢＣＰ）の策定
	(2) 市民への対応体制整備	災害時の医療体制整備

写真 1-1　避難訓練の様子

資料 1-1　津波ハザードマップ

第２章　地震・津波被害想定

本章では、本市における過去の地震・津波、現在想定されている最大級の津波による浸水想定とその被害について示します。

２－１　過去の地震津波記録

県内及び本市における主な地震･津波に関する主な記録は表 2-1 のとおりです。

表 2-1　県内及び本市における地震津波一覧（出典：宮崎市地域防災計画）

年 月 日･時 刻	震　源　地	震度及び規模	被　害　概　況
寛文 2年 9月20日 (1662･10･31) (外所地震)	日向･大隅 (日向灘) 北緯　31.7° 東経 132.0°	M=7.6	宮崎下別府の湊に泊せし船舶10隻破損、汐入となりし麦220俵余、米500俵余、堤防破損13ヶ所670間、その他道路、橋の崩壊して通行なり難き所又多し、倒家1,300余軒、半壊510軒、死亡5人(500人?) (日本震災凶饉録より)
明和 6年 7月28日 (1769.8.29)	日向･豊後、肥後 (豊後水道) 北緯　32.3° 東経 132.0°	M=7.4	七ッ時大地震、村角町、北中4軒程崩れる。南中2軒、其外北中稍々くずれ、村角にて前代未聞と沙汰す。　　(日向雑記より)
明治32年 3月24日 (1899年)	宮崎県南部 北緯　31.8° 東経 131.1°	M=7.2	家屋の壁剥落、器物落下による被害が若干あり。
明治32年11月25日 (1889年) 3時43分	宮崎県沖 北緯　31.9° 東経 132.0°	M=7.6	同日3時55分にもM=7.5の地震。2回の地震で、宮崎市で家屋の破損、瓦･壁土の落下他の地方でも石垣の崩壊､家屋･土蔵の破損あり。津波あり･･･細島で波高32㎝
明治32年11月25日 (1899年) 3時55分	宮崎県沖 北緯　31.9° 東経 132.3°	M=7.5	被害は前の地震と重複
明治36年10月11日 (1903年) 1時41分	宮崎県沖 北緯　31.8° 東経 132.0°	M=6.3	宮崎県鞍崎灯台で微小被害。 日向･大隅地方で震度5
明治42年11月10日 (1909年)	宮崎県西部 北緯　32.3° 東経 131.1°	M=7.6	煙突の倒壊、壁の崩壊剥落また屋根瓦の墜落など多く、海岸地方において地盤に亀裂を生じたところもあり、半壊家屋もあり
明治44年 2月18日 (1911年) 5時14分	宮崎県東岸 北緯　31.9° 東経 131.5°	M=6.1	宮崎付近で震動最も強く、宮崎市及び付近で壁の亀裂、煉瓦煙突の倒壊、家屋の小破損などの小被害。

年 月 日·時 刻	震　源　地	震度及び規模	被　害　概　況
大正 2年 4月13日 (1913年) 15時40分	宮崎県沖 北緯 32.0° 東経 132.0°	4 M=7.1	宮崎市で壁亀裂などの軽被害 最大地震Ⅳ:熊本
昭和 4年 5月22日 (1929年) 1時35分	宮崎県沖 北緯 31° 40' 東経 132° 05' 深さ 20km	5 M=6.9	煉瓦、煙突、墓石倒壊多数、ガラス窓破損、土壁亀裂ありなど。
昭和 6年11月 2日 (1931年) 19時03分	足摺岬沖 北緯 32° 15' 東経 132° 38' 深さ 40km	5 M=7.1	市内の電灯は同時に消灯。工事煉瓦煙突倒壊。鳥居、石灯籠、墓石の倒壊多数。 大淀川鉄橋一部沈下し列車運転に支障あり。 海岸沿線地区の家屋では無被害の家屋はほとんどなかった。
昭和14年 3月20日 (1939年) 12時22分	宮崎県沖 北緯 32° 17' 東経 132° 58' 深さ 20km	4 M=6.5	家屋の壁に割れ目が入り、ガラス戸の破損、煙突の倒壊などあり。
昭和16年11月19日 (1941年) 1時46分 (日向灘地震)	宮崎県沖 北緯 32° 01' 東経 132° 05' 深さ 0km	5 M=7.2	青島の煉瓦煙突の倒壊あり。大部分の家屋の壁に亀裂剥落あり。全振幅約1mの津波があり、青島では34隻の漁船が転覆。
昭和36年 2月27日 (1961年) 3時10分	宮崎県沖 北緯 31° 36' 東経 131° 51' 深さ 40km	5 M=7.0	約5分間にわたって人体に大きく感じられた。土壁、屋根瓦の剥落、タンス、テレビ受信機などの比較的安定度の大きいものまで倒れた。 負傷者3、全半倒住家2、一部破損3、 非住家被害5、道路破壊2、橋梁損壊1、 堤防決壊4、山がけくずれ1、鉄道被害2、 船舶被害1　　(宮崎署管内)
昭和45年 7月26日 (1970年) 7時41分	宮崎県沖 北緯 32° 04' 東経 132° 02' 深さ 10km	5 M=6.7	西日本一帯で人体に感ずる強い地震が起こり、特に宮崎市で震度が強く、震度5。起こったのが日曜日の朝であったため、家にいる人が多く、戸外に飛び出す際に転倒するなどの負傷者12、道路決壊1、 山がけくずれ1。　　(宮崎署管内)
昭和62年 3月18日 (1987年) 12時36分	日向灘 北緯 31° 58' 東経 132° 04' 深さ 48km	5 M=6.6	死者1名、負傷者6名、住家一部破損81、 非住家被害1、道路損壊4、鉄軌道1、 通信施設43、山がけくずれ13、その他8

年 月 日·時 刻	震　源　地	震度及び規模	被　害　概　況
平成 8年10月19日 (1996年) 23時44分	日向灘 北緯 31° 48' 東経 132° 01' 深さ 34km	5 弱 M=6.6	被害記録はない。 死者・負傷者なし。
平成 8年12月 3日 (1996年) 7時18分	日向灘 北緯 31° 47' 東経 131° 38' 深さ 35km	5 弱 M=6.6	被害記録はない。 死者・負傷者なし。

写真 2-1　先人の知恵～「外所地震」を 50 年毎に伝える供養碑
（木花島山地区～最新は 2007 年、7 基目）

２－２　宮崎市における津波想定

（１）浸水域

平成２４年３月に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震による地震・津波想定に、日向灘で発生する地震を加味した宮崎県による想定では、浸水面積は表2-2のとおり、自治体単位では全国最大クラスの４，０１０ｈａ（内閣府想定では３，７１０ｈａ）となっています。

表 2-2　県内の津波浸水想定面積

市町名	浸水面積（ｈａ）	
	内閣府 (H24.8)	宮崎県 (H25.2)
延岡市	2，920	3，140
門川町	710	690
日向市	2，140	2，130
都農町	350	350
川南町	230	230
高鍋町	600	670
新富町	570	610
宮崎市	3，710	4，010
日南市	840	1，340
串間市	440	1，100
県合計値	12，390	14，280

※浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深１ｃｍ以上の浸水面積。四捨五入の関係で合計の面積は合わない。

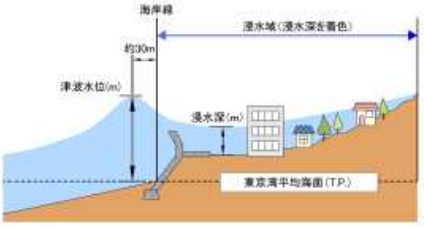

出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（平成２５年１０月）

浸水想定の概況としては、図2-1のとおり、人口や各種都市機能が集積している大淀川河口周辺は、概ね２～５ｍの浸水が想定されています。

また、青島以南では概ね５～１０ｍと浸水深が深くなっており、最大浸水深は白浜地区で１０～２０ｍと想定されています。

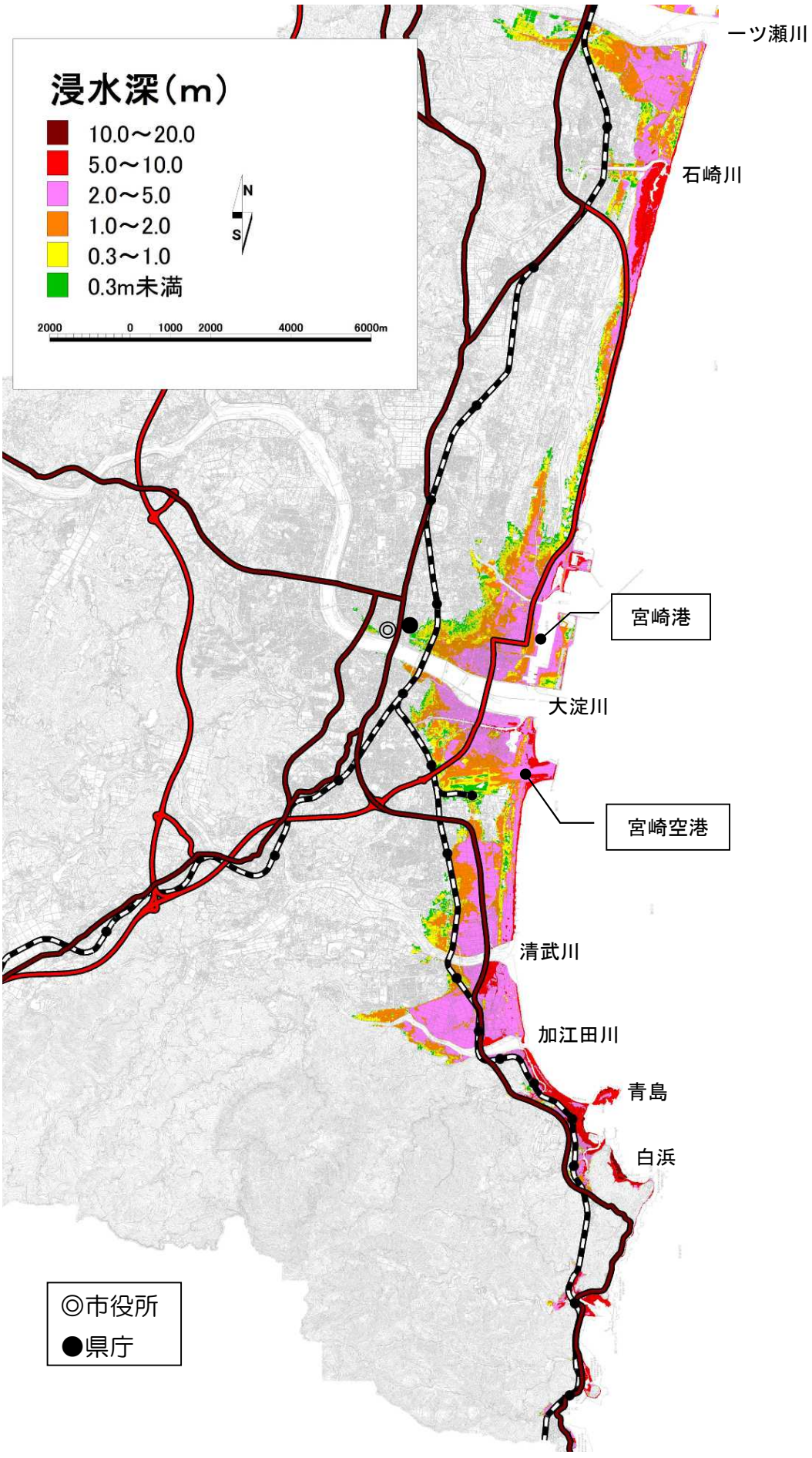

図 2-1　宮崎県津波浸水想定（平成２５年２月）

また、平成２５年度に宮崎市がインフラ構想を策定するに当たって、県と同様の実施条件により津波想定の再現シミュレーションを実施しており、浸水面積については同じ結果となっています。

（２）沿岸部における最大津波高

宮崎県による想定では、最大津波高は表 2-3 に示すとおり、１６ｍとなっています。

表 2-3　津波の最大津波高

市町名	津波高の最大値（m）		津波高の平均値（m）	
	内閣府（H24.8）	宮崎県（H25.2）	内閣府（H24.8）	宮崎県（H25.2）
延岡市	１４	１４	１１	１１
門川町	１２	１２	９	９
日向市	１５	１５	１０	１０
都農町	１５	１５	１２	１２
川南町	１３	１３	１１	１１
高鍋町	１１	１１	１０	１０
新富町	１０	１０	９	９
宮崎市	１６	１６	９	９
日南市	１４	１４	７	９
串間市	１７	１７	７	９
県最大値	１７	１７	１２	１２

※津波高は、津波水位に地殻変動量を考慮し、メートル以下第２位を四捨五入し第１位を切り上げた数値を表示。
※最大値は市町毎に最も高い値を表示。
※平均値は市町毎に平均を表示。

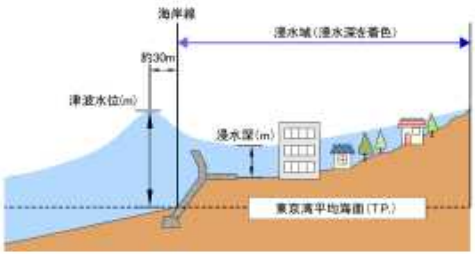

出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（平成２５年１０月）

本市による再現シミュレーションでは、図 2-2 に示すとおり、概ね最大津波高が１１m未満となる想定結果となり、宮崎県公表の最大津波高１６mは白浜地区のみとなる結果となっています。また、宮崎港内の一部では３～６mとなっています。

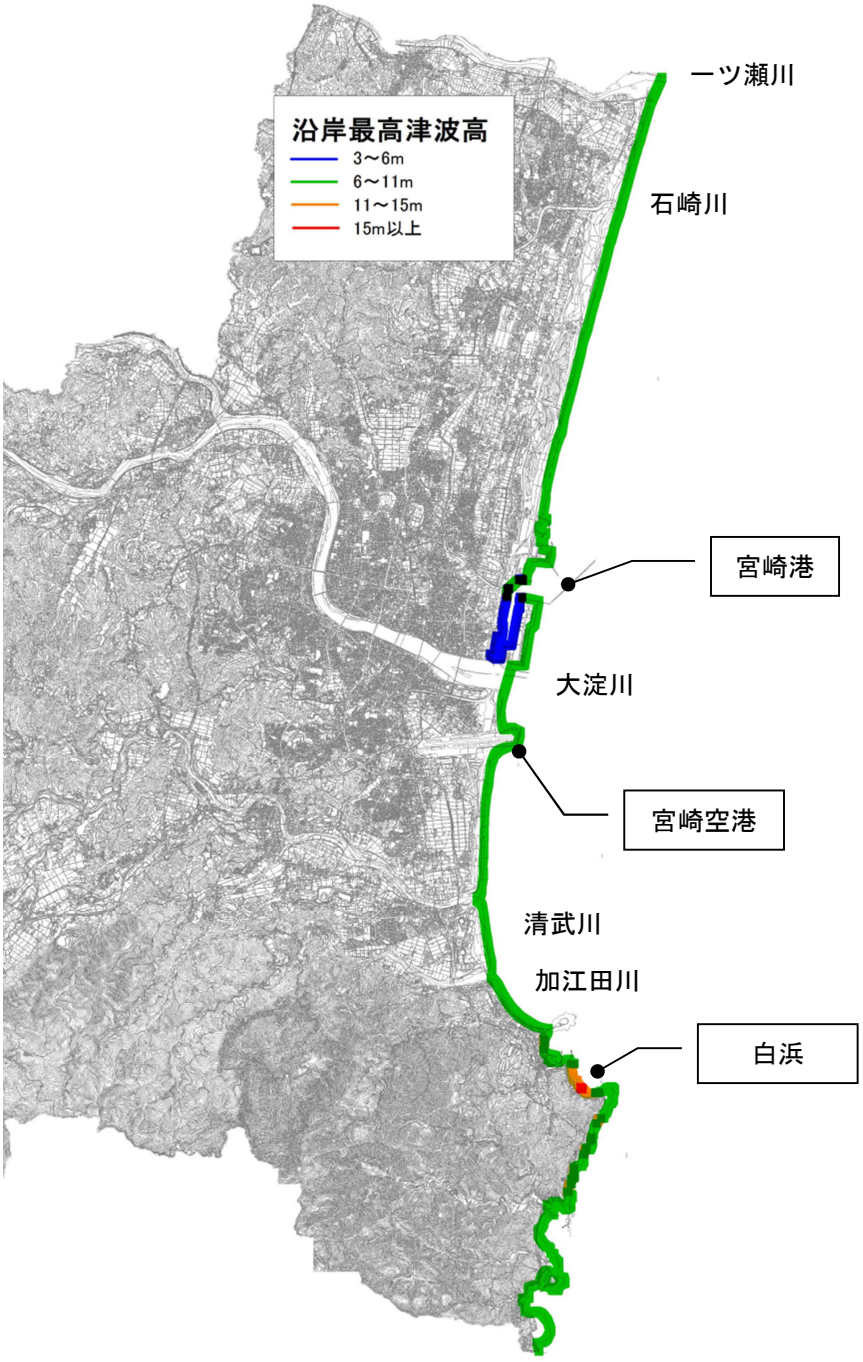

図 2-2　沿岸部の最大津波高

出典：宮崎市地震津波対策インフラ構想（平成２５年１０月）

（３）沿岸部における津波到達時間

宮崎県による想定では、津波到達時間の最短値は表 2-4 のとおり１８分です。

表 2-4　津波到達時間

市町名	津波到達時間の最短値（分）	
	内閣府 (H24.8)	宮崎県 (H25.2)
延岡市	１８	１７
門川町	１８	１６
日向市	１８	１７
都農町	２１	２０
川南町	２０	２０
高鍋町	２０	２０
新富町	２１	２１
宮崎市	１８	１８
日南市	１６	１４
串間市	１８	１５
県最短値	１６	１４

※津波到達時間は、海岸線から沖合約３０m地点において、地震発生直後から水位の変化＋１mになるまでの時間を表示。
※津波到達時間の最短値は市町毎に最も早い値を表示。

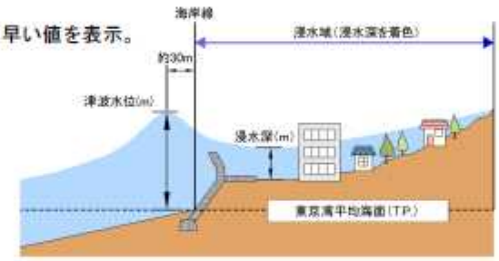

出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（平成２５年１０月）

本市による再現シミュレーションでは、図 2-3 に示すとおり、沿岸部における最大津波の到達時間は、概ね２２分～２５分となる想定結果となり、宮崎県公表の最短津波到達時間である約１８分は小内海地区沿岸と想定されました。

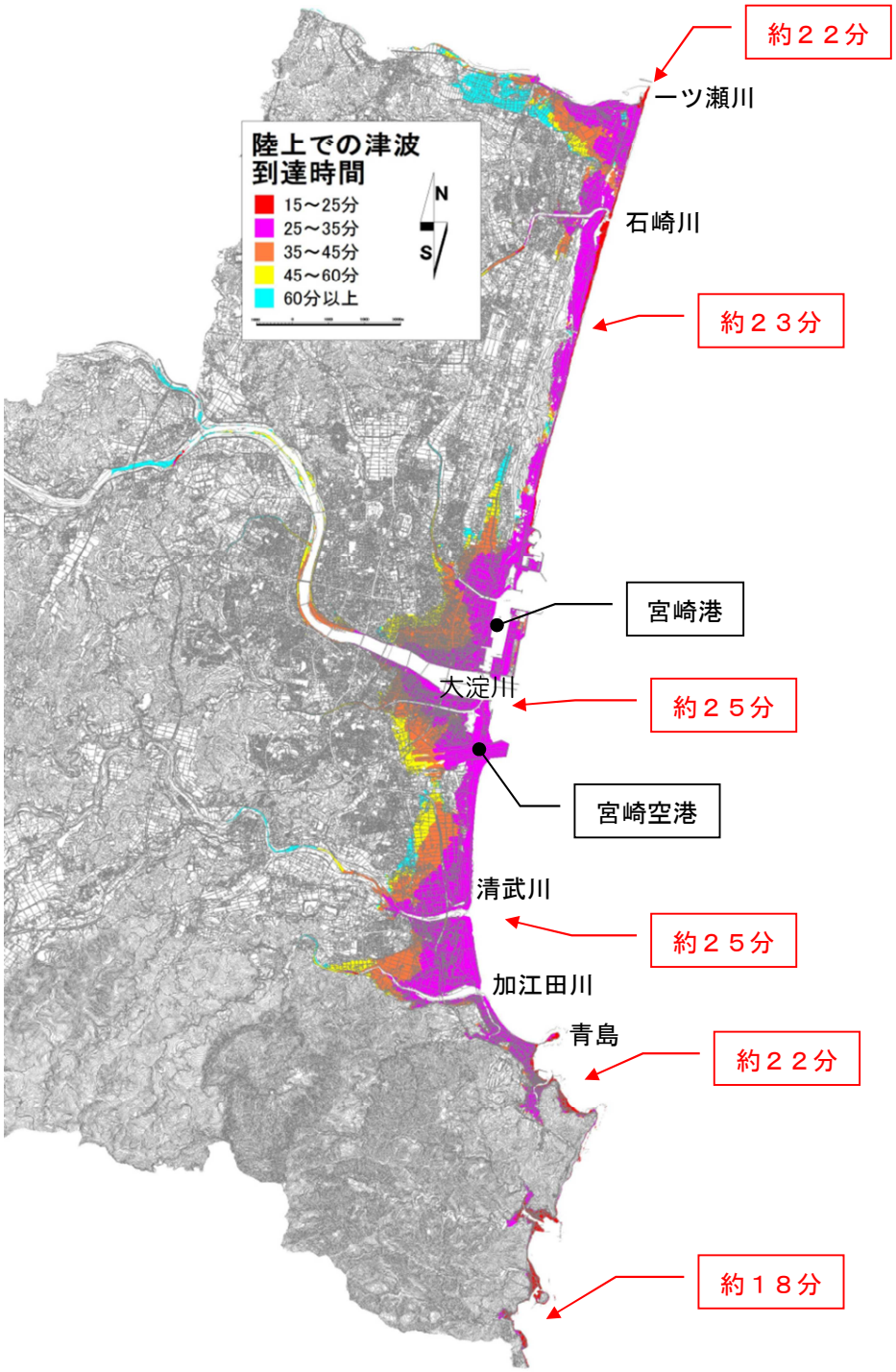

図 2-3　沿岸部の津波到達時間

出典：宮崎市地震津波対策インフラ構想（平成２５年１０月）

２－３　地震・津波による被害予測

平成２５年度に宮崎市が南海トラフ巨大地震を想定対象地震として実施した宮崎市防災アセスメント（地震・津波被害想定）調査によると、本市における全壊・焼失棟数は、住宅、飲食店などで火気使用が最も多くなる冬１８時が最も多く、２９，０００棟と想定されています。震度６弱以上となる宮崎市では、揺れによる全壊が６６％と最も多く、次いで津波（１７％）となっています。

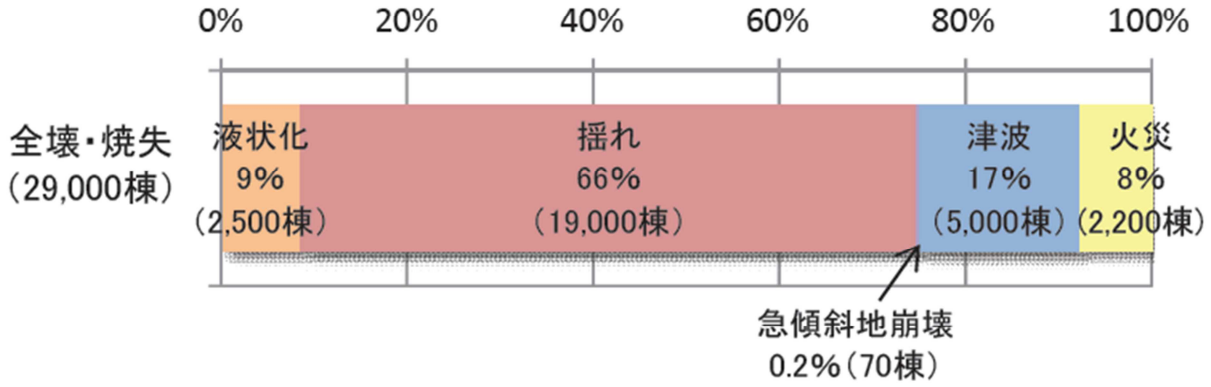

図 2-4　全壊・焼失建物の内訳（冬１８時／宮崎市）
出典：宮崎市防災アセスメント（平成２６年３月）

また、死者数の想定は３，０００人であり、そのうち約半数の１，４００人が津波による死者となっています。

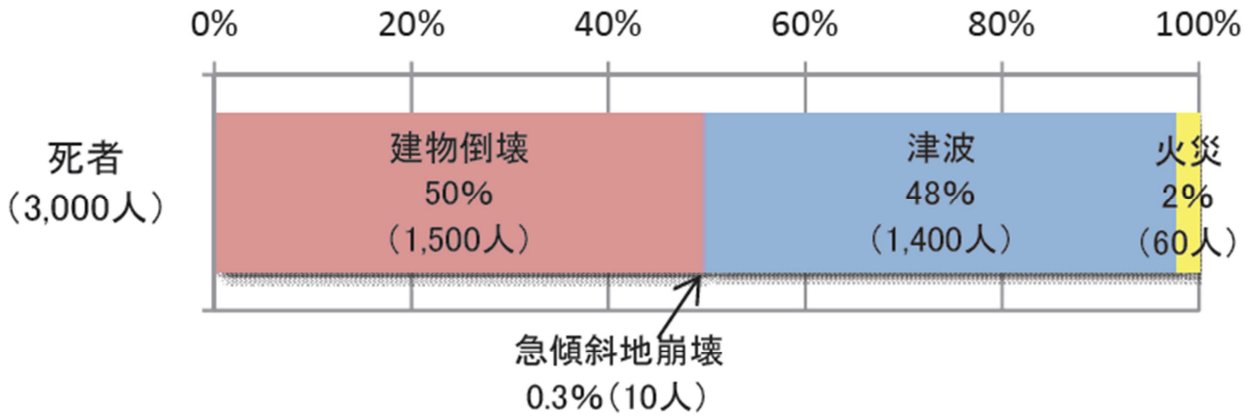

図 2-5　死者の内訳（冬深夜／宮崎市）
出典：宮崎市防災アセスメント（平成２６年３月）

第３章　津波防災地域づくりの課題

本章では、本市における津波防災地域づくりを進める上での課題を、既存の調査等から抽出し、整理しました。

３－１　課題の整理

（１）課題の抽出

インフラ構想において整理された課題をベースとして、津波に強いまちづくりの推進に向けて本市が抱えている課題を次のとおり抽出します。

課題１：津波からの早期避難が困難な地区がある
課題２：津波を防ぐための施設強化が必要である
課題３：救援・復旧・復興のための道路が確保できない恐れがある
課題４：重要公共施設等が機能しなくなる恐れがある
課題５：行政区域の垣根を越えた備えが必要である

◆課題１：津波からの早期避難が困難な地区がある

平成２５年度に宮崎市が実施した宮崎市津波避難困難地区対策調査において、安全な地域への避難が困難で、かつ、一時避難所やビル等が存在しない地域または地区を「特定避難困難地域に相当する地域」とし、また、地域内に高台が存在するが、災害危険箇所の指定により緊急避難時の安全確保が困難な地域を「特段の配慮を要する地域」として、それらの地域の抽出を行いました。

「特定避難困難地域に相当する地域」に分類された居住地域は、表３-１の網掛けのとおり、「１）佐土原町二ツ立地区」、「４）大字郡司分蛎原地区」、「５）大字熊野島山地区」の３箇所となり、居住地域の以外の地区は、「２）みやざき臨海公園地区」、「３）宮崎港地区」、「６）青島地区」の３地区とされています。

津波避難の検討に際しては、これらの地域や施設において、垂直避難（高い所に逃げる）、水平避難（遠くへ逃げる）を容易にするための環境整備が必要です。

表 3-1　特定避難困難地域に相当する地域・地区を含む大字・町丁目一覧

大字・町丁目		地区名	特性
1	佐土原町下富田	1）二ツ立地区	居住地域
2	佐土原町下田島（東）		
3	新別府町	2）みやざき臨海公園地区	公園
4･5	港２～３丁目	3）宮崎港地区	港湾
6-8	港東１～３丁目		
9	大字郡司分	4）蓠原地区	居住地域
10	大字熊野	5）島山地区	居住地域
11	青島２丁目	6）青島地区（青島本島）	神社・観光

出典：宮崎市津波避難困難地区対策調査業務検討結果報告書

写真 3-1　特定避難困難地域に相当する地域の二ツ立地区（写真中央）

また、「特段の配慮を要する地域」とされた「1)白浜地区」「２）内海地区」の２箇所については、地域内に高台等の緊急避難場所は存在しますが、急傾斜地のため土砂災害の発生等の危険性が高いとされています。本市の中でも、想定津波の到達時間が早く、また津波高や浸水深さも顕著なため、今後、特段の配慮や対策の検討が必要な地域・地区とされています。

表 3-2　特段の配慮を要する地域に相当する地域・地区を含む大字・町丁目一覧

大字・町丁目		地区名	特性
1	大字折生迫	1）白浜地区	居住・観光
2	大字内海	2）内海地区	居住・港湾

出典：宮崎市津波避難困難地区対策調査業務検討結果報告書

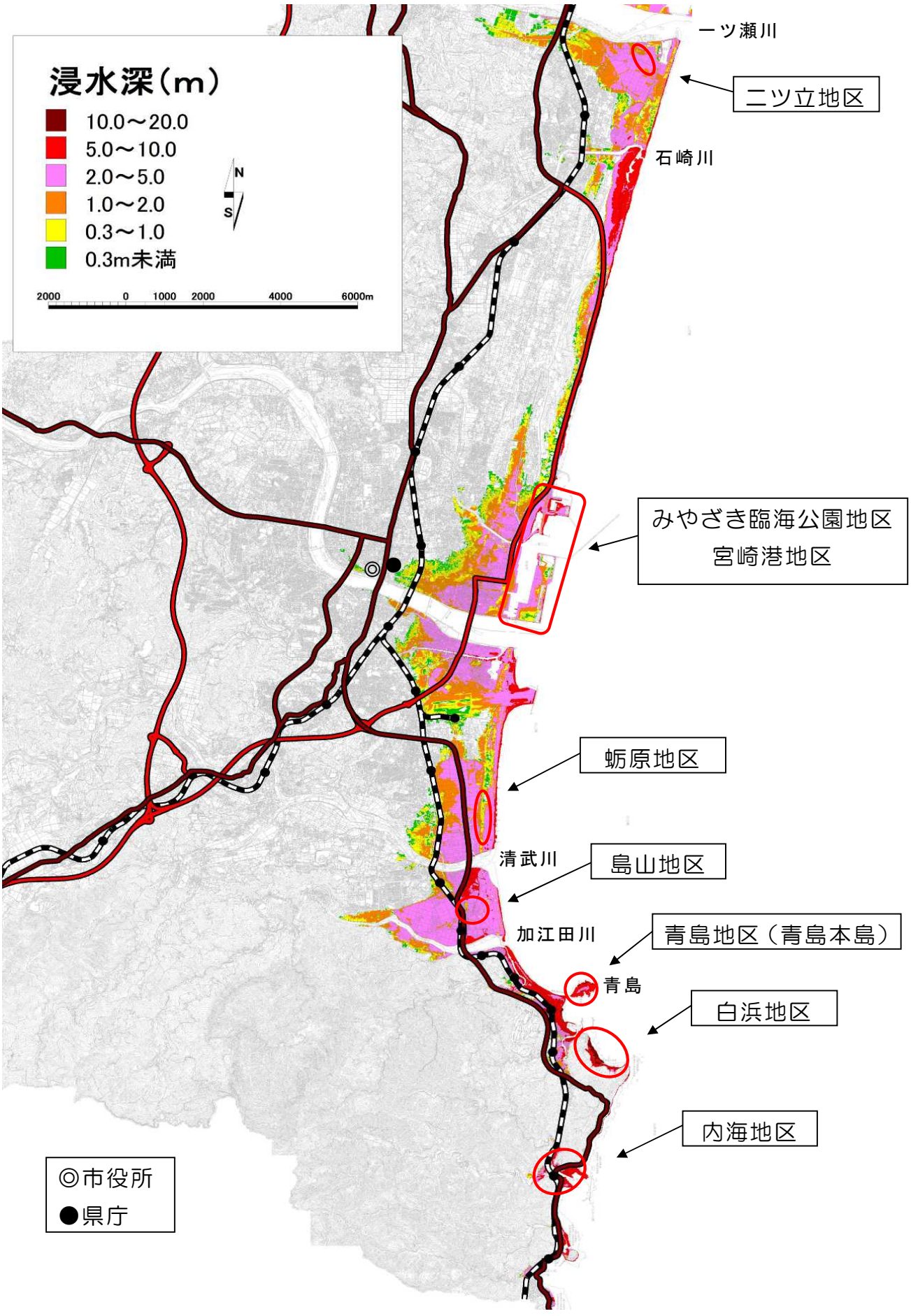

図 3-1　避難が困難な地区

また、「特定避難困難地域に相当する地域」及び「特段の配慮を要する地域」以外の津波浸水想定区域においても、より遠くに逃げるため、宮崎市地域防災計画に掲載されている避難路や、未整備の都市計画道路などの計画的な整備が必要です。

図 3-2　津波浸水想定区域内の計画的な整備が必要な道路

◆課題２：津波を防ぐための施設強化が必要である

宮崎県は平成２５年１２月４日に、海岸堤防等の整備の目安となる「設計津波（Ｌ１津波）の水位」を設定しました。海岸堤防等においては、Ｌ１津波を防ぐ対策が必要であり、Ｌ１津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物（粘り強い構造）となるよう検討が必要です。

宮崎市内にある海岸堤防等では、表 3-3 のとおり住吉海岸、宮崎港海岸など９海岸が、また、一ツ瀬川、清武川など１５河川が、対策が必要な「要対策箇所」や詳細な点検が必要な「詳細点検箇所」とされています。

なお、「要対策箇所」は家屋等の浸水が予想される箇所で、「詳細点検箇所」は、家屋等の浸水は想定されていないものの、原野等の浸水が想定される箇所や、堤防や地盤が設定した必要堤防高より低い箇所とされています。

表 3-3　Ｌ１津波要対策の海岸・河川

分類	名　　称	内　　容
海岸	住吉海岸	詳細点検箇所
	宮崎港海岸	詳細点検箇所
	熊野地区海岸	詳細点検箇所
	青島漁港海岸	要対策箇所
	内海港海岸	要対策箇所
	野島漁港海岸 野島地区農地海岸	要対策箇所
	野島漁港海岸	詳細点検箇所
	小内海地区農地海岸	詳細点検箇所
河川	一ツ瀬川	要対策箇所
	石崎川	詳細点検箇所
	新別府川、江田川	要対策箇所
	津屋原沼	詳細点検箇所
	清武川、蠣原川	要対策箇所
	加江田川、深田川	要対策箇所
	知福川	詳細点検箇所
	突浪川	要対策箇所
	内海川、大丸川	要対策箇所
	野島川	要対策箇所
	小内海川	要対策箇所

宮崎県沿岸におけるレベル１津波要対策箇所図より作成

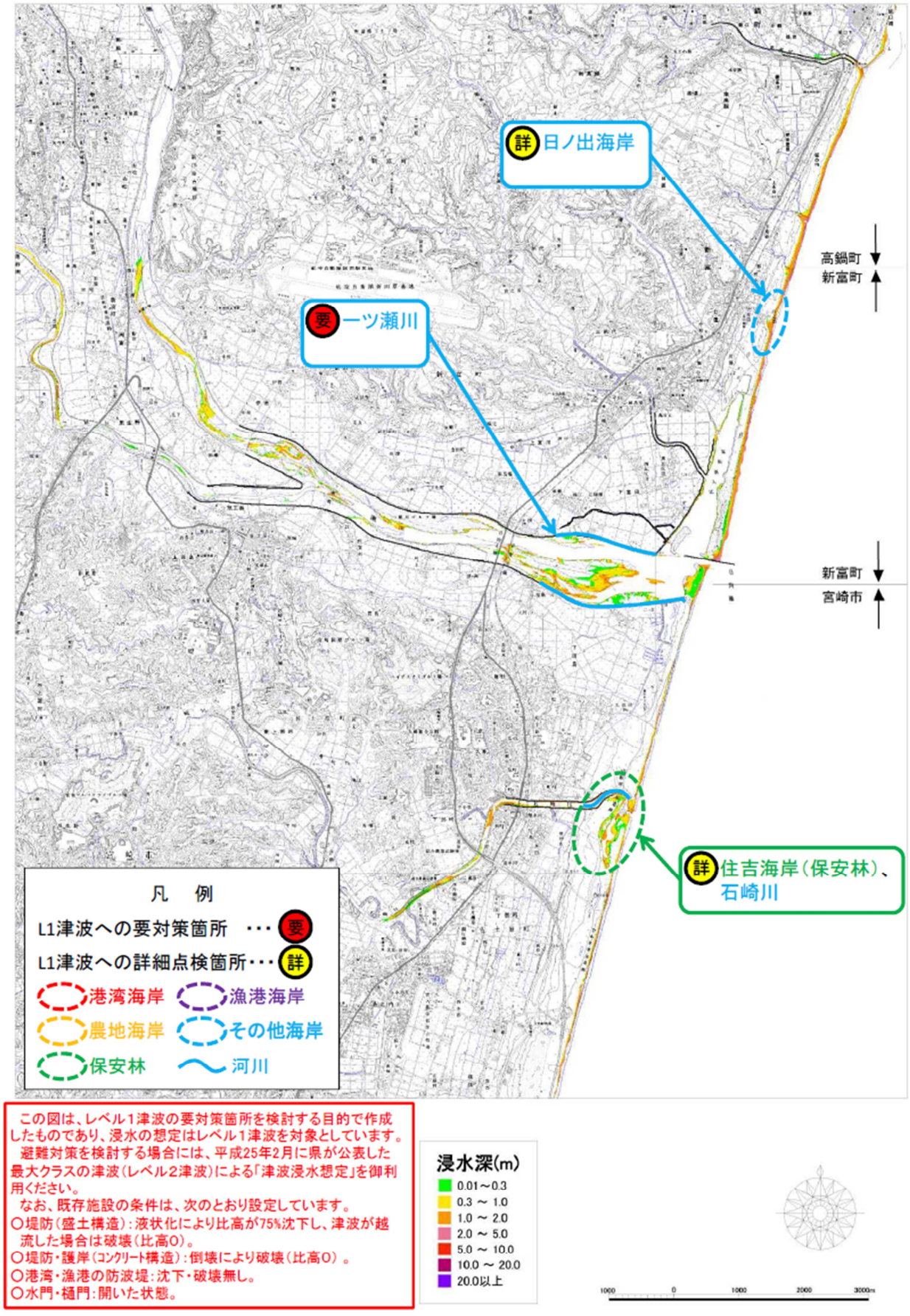

図 3-3　要対策箇所図（１）

出典：宮崎県沿岸におけるレベル１津波要対策箇所図

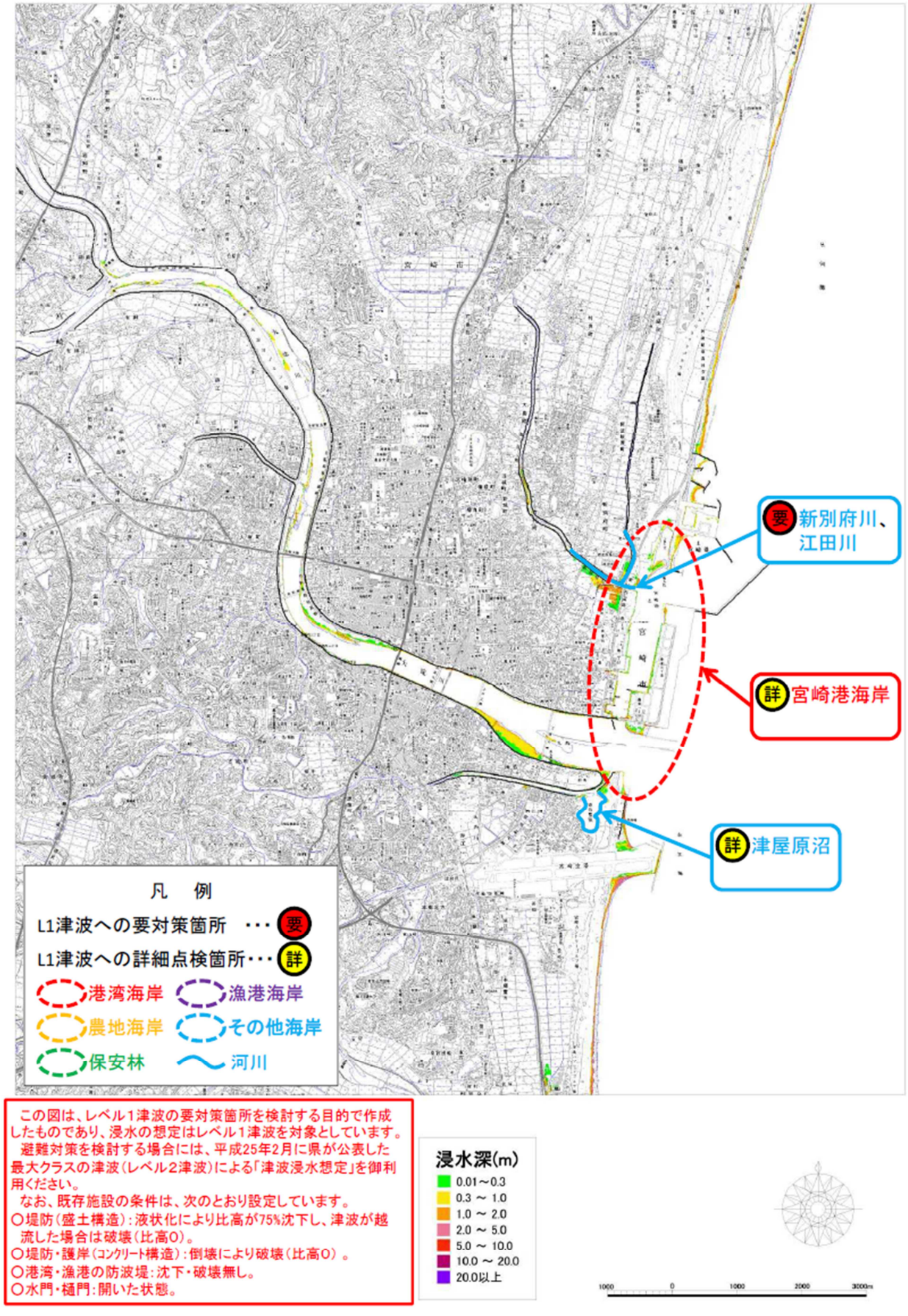

図 3-4　要対策箇所図（２）

出典：宮崎県沿岸におけるレベル１津波要対策箇所図

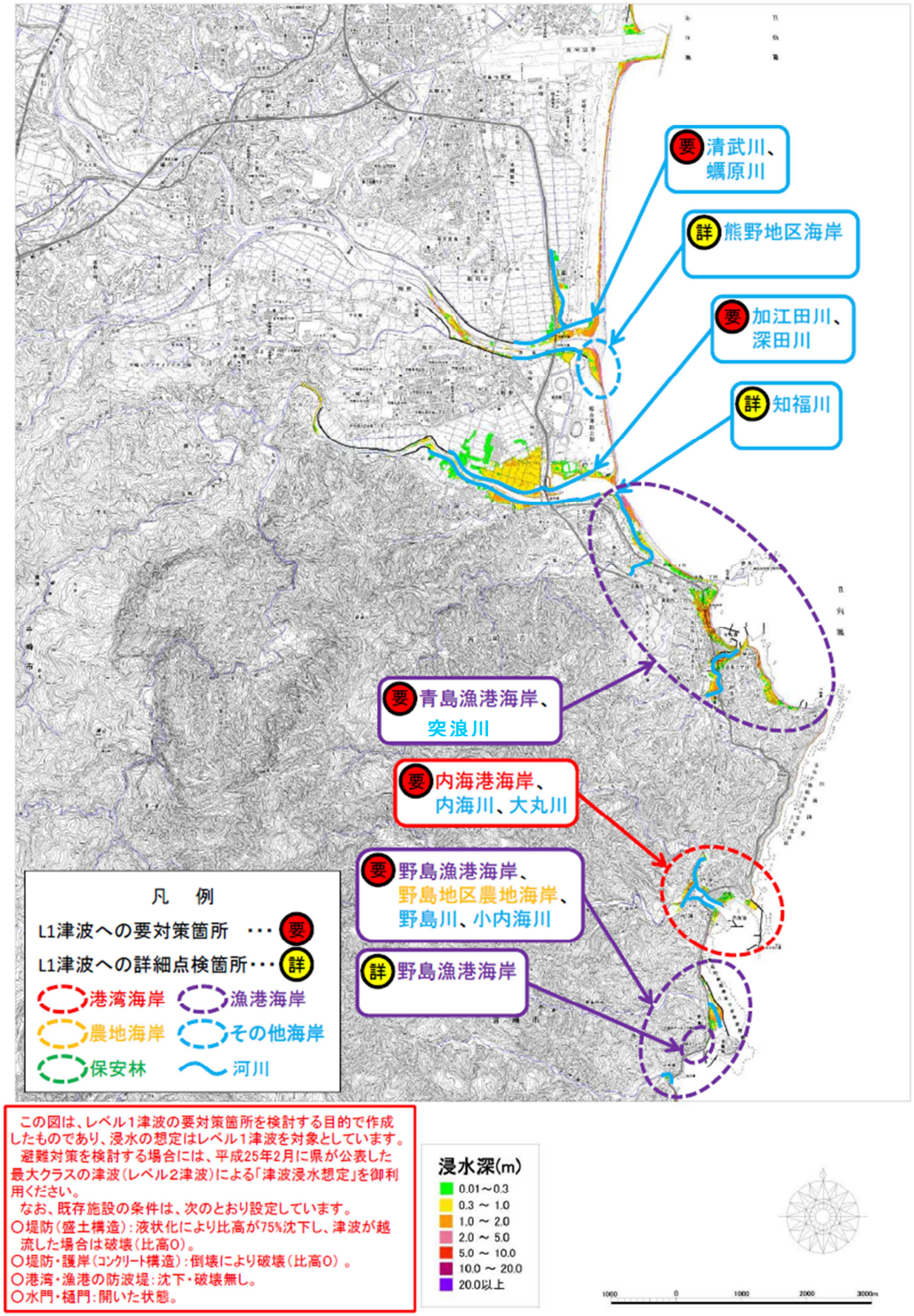

図 3-5　要対策箇所図（３）

出典：宮崎県沿岸におけるレベル１津波要対策箇所図

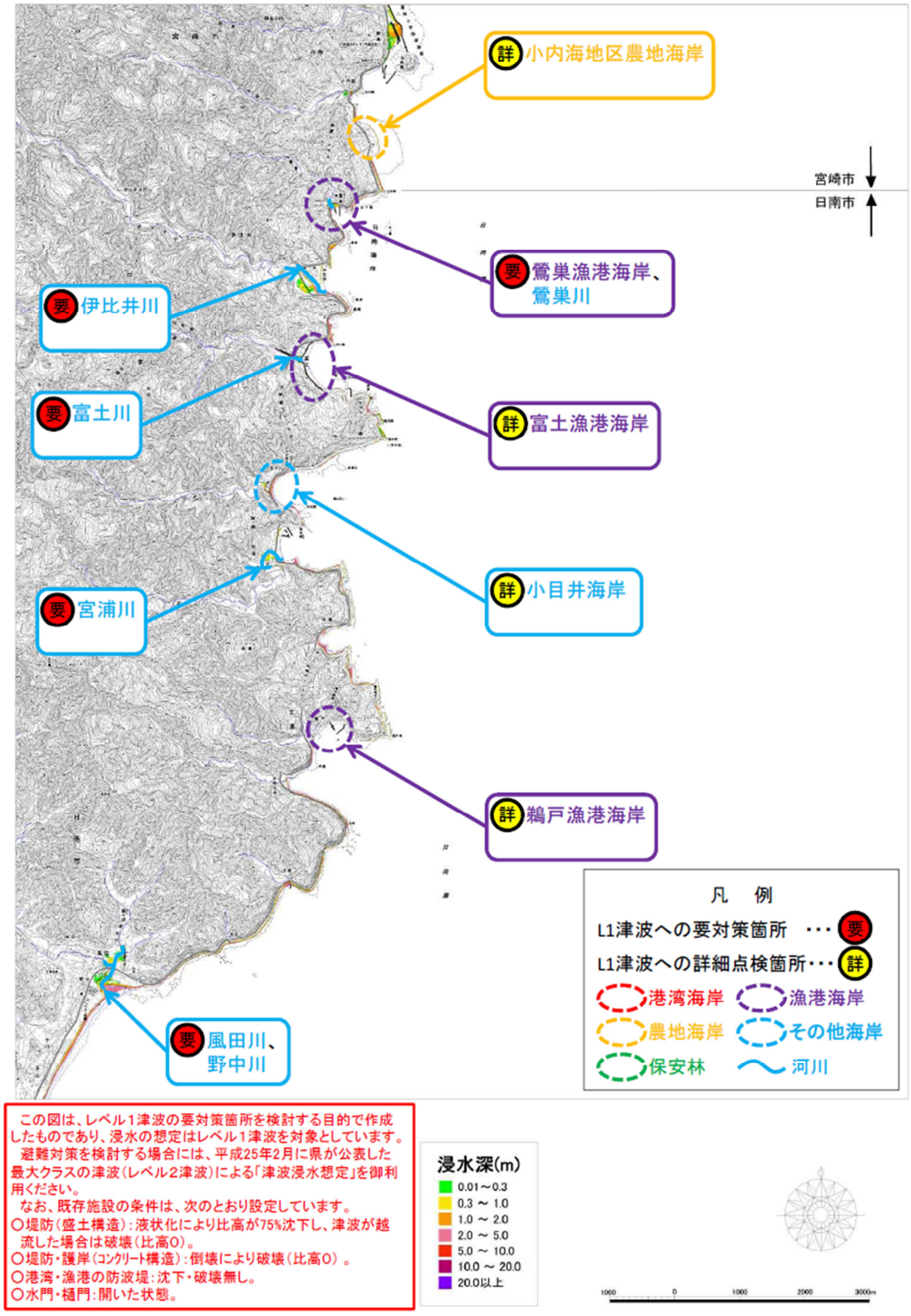

図 3-6　要対策箇所図（４）

出典：宮崎県沿岸におけるレベル１津波要対策箇所図

◆課題３：救援・復旧・復興のための道路が確保できない恐れがある

被災時・被災後の早期救援・復旧・復興には、道路ネットワークの構築が不可欠です。

特に、地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」である「緊急輸送道路」については、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資の輸送を担う大変重要な役割があります。

宮崎県が定めた「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、道路管理者において道路整備や橋梁の耐震化等が進められおり、今後とも計画的に緊急輸送道路ネットワークの構築を進める必要があります。

また、緊急輸送道路ネットワークを補完する都市計画道路等その他の幹線道路網についても、早期救援・復旧・復興のため、未整備区間の計画的な道路整備や橋梁の耐震化などの対策が必要です。

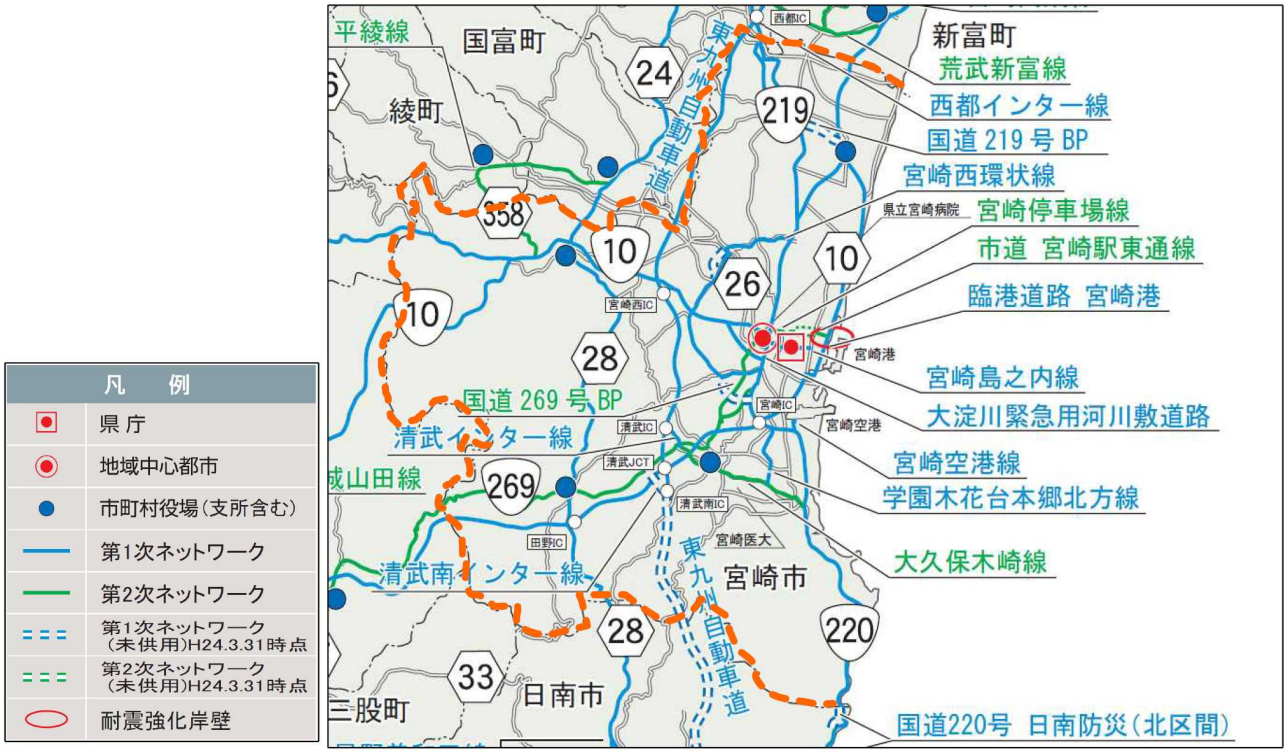

図 3-7　宮崎市における緊急輸送道路ネットワーク計画

出典：宮崎県ホームページ

図 3-8　津波浸水想定区域内の計画的な整備が必要な幹線市道等

◆課題４：重要公共施設等が機能しなくなる恐れがある

市民生活に直結する下水処理場や浄水場及び被災時の救援や物資輸送等の拠点となる港湾などの重要公共施設については、被災しても早期回復を可能とするような整備が必要です。

また、被災時の指揮命令、情報の収集・発信などの機能を担う行政機関の庁舎等については、計画的に施設の耐震化等を進めていますが、津波浸水想定区域内の施設もあることから、津波による浸水にも対応できるような備えが必要です。

さらに、津波災害に対する早期救援・復旧・復興を行うためには、県の地域防災計画で後方支援拠点に位置づけられた公園や、都市計画マスタープランで位置づけている「防災拠点」や「防災支援拠点」について、求められる機能や地域性を考慮して整備していくことが必要です。

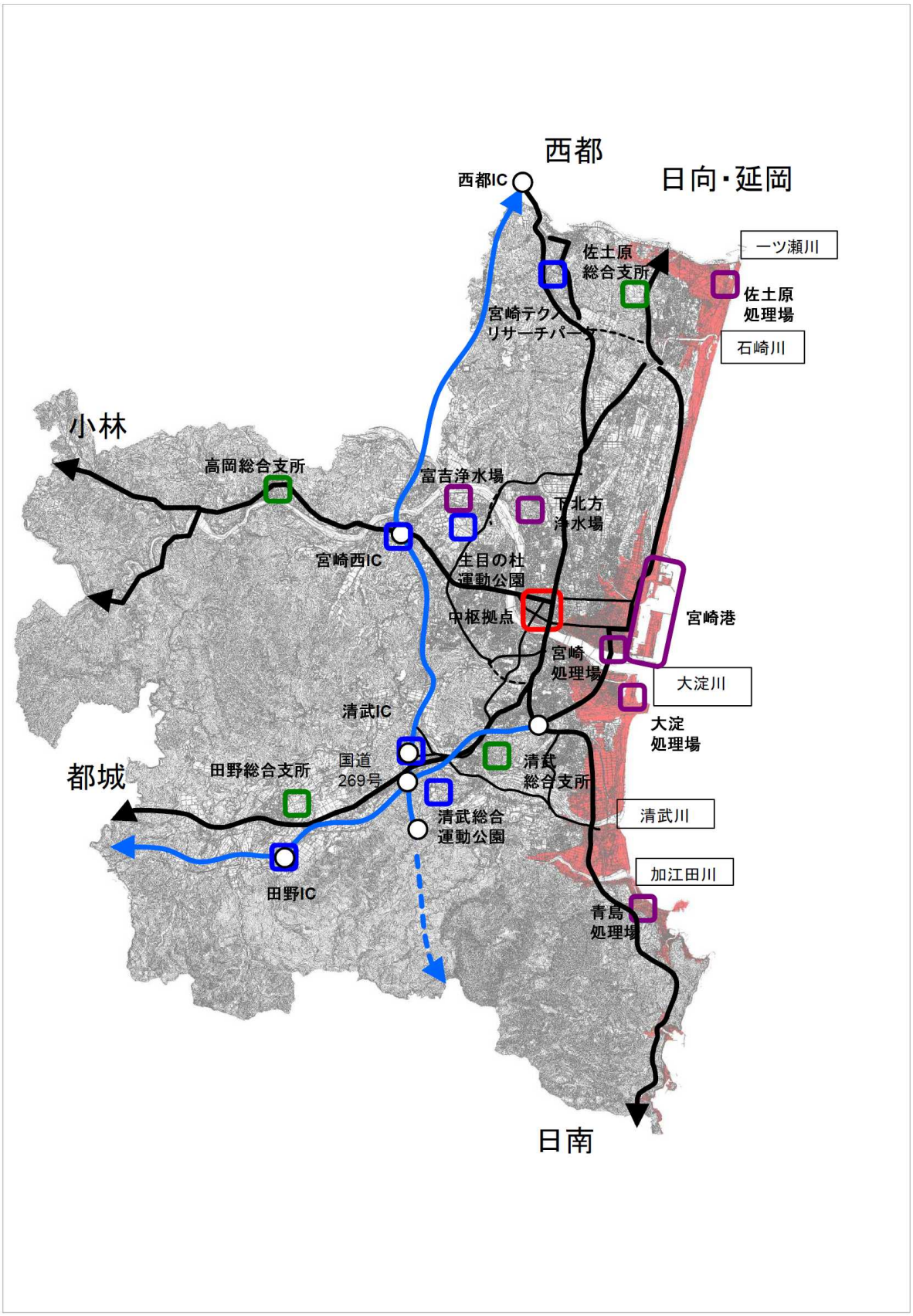

図 3-9　重要公共施設等の位置図

◆課題５：行政区域の垣根を越えた備えが必要である

東日本大震災のような、同時多発的な大規模自然災害が発生すると、被災自治体単独での速やかな救援・復旧は困難となります。

このため、近隣自治体等からの救援活動や、物資の供給などの支援の受け皿となる基盤整備が必要です。

（２）課題のまとめ

津波防災上の課題を次のとおりまとめます。

表 3-4　課題整理一覧

<table>
<tr><th>課題</th><th colspan="2">種別</th><th>記号</th></tr>
<tr><td>（１）津波からの早期な避難が困難な地区がある

垂直避難（高い所に逃げる）、水平避難（遠くへ逃げる）を容易にするための環境整備が必要です。</td><td colspan="2">避難</td><td> </td></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）津波を防ぐための施設強化が必要である

Ｌ１津波を防ぐ対策が必要であり、また、Ｌ１超えの津波に対しても、可能な限り「粘り強い構造」の検討が必要です。</td><td colspan="2">海岸・港湾</td><td> </td></tr>
<tr><td colspan="2">河川</td><td> </td></tr>
<tr><td rowspan="2">（３）救援・復旧・復興のための道路が確保できない恐れがある

救援・復旧・復興には、緊急輸送道路等の計画的な道路整備や橋梁の耐震化などの対策が必要です。</td><td rowspan="2">道路</td><td>高速道路</td><td> </td></tr>
<tr><td>国道
県道
市道</td><td> </td></tr>
<tr><td>（４）重要公共施設等が機能しなくなる恐れがある

①市民生活に直結する下水処理場や浄水場や救援や物資輸送の拠点となる港湾などの重要公共施設では、早期回復を可能とする整備が必要です。</td><td colspan="2">①重要公共施設</td><td> </td></tr>
<tr><td rowspan="2">②行政機関の庁舎等については、計画的な施設の耐震化等や、津波浸水にも対応できる備えが必要です。</td><td colspan="2">②中枢機能</td><td> </td></tr>
<tr><td colspan="2">②拠点機能</td><td> </td></tr>
<tr><td>③防災支援拠点について、求められる機能や地域性を考慮して整備していくことが必要です。</td><td colspan="2">③後方支援機能</td><td rowspan="2"> </td></tr>
<tr><td>（５）行政区域の垣根を越えた備えが必要がある

同時多発的な大規模自然災害に備え、近隣自治体等からの支援の受け皿となる基盤整備が必要です。</td><td colspan="2">防災支援拠点</td></tr>
</table>

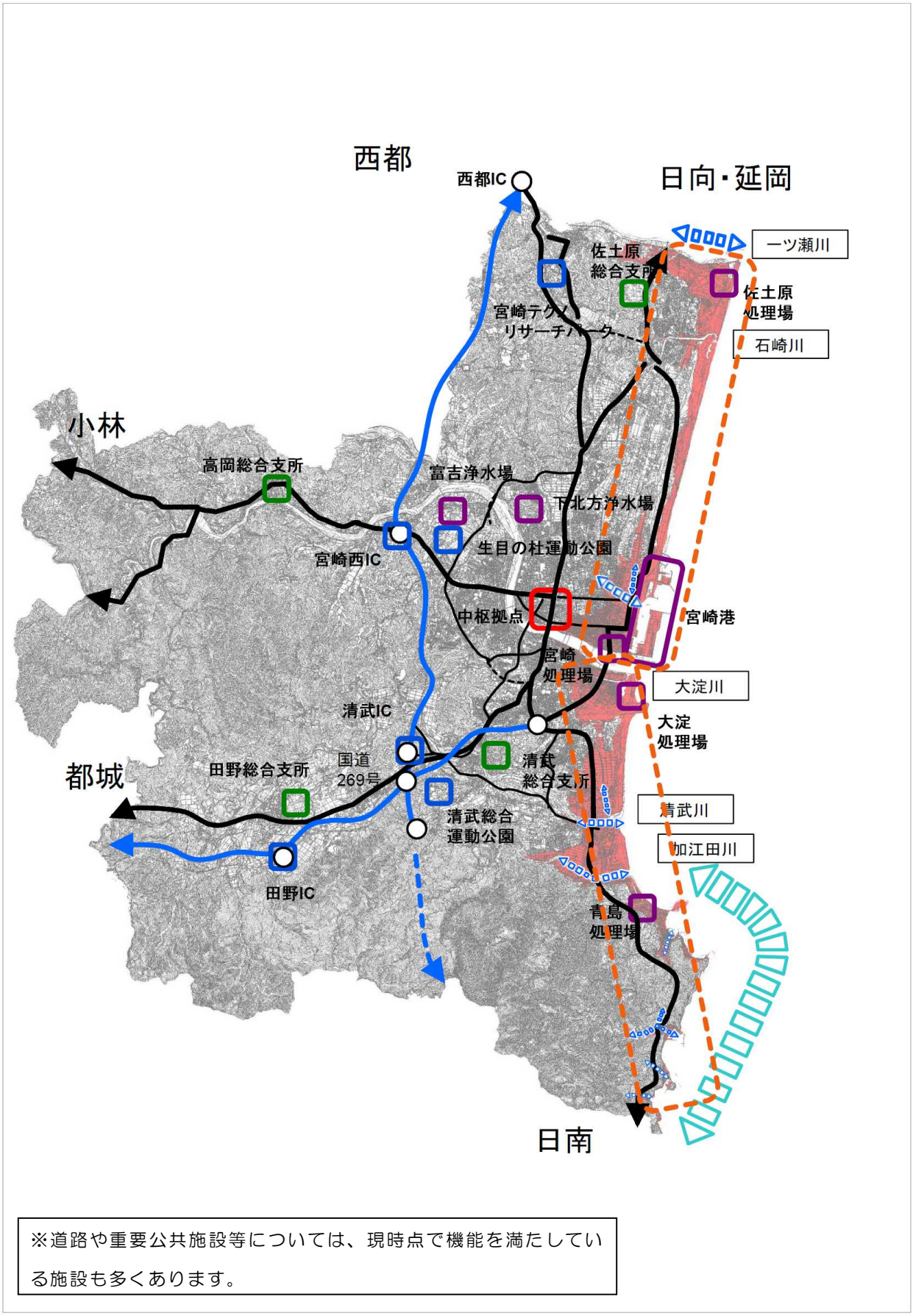

※道路や重要公共施設等については、現時点で機能を満たしている施設も多くあります。

図 3-10　課題のイメージ

第４章　推進計画区域

本章では、本計画が対象とする区域の設定について示します。

４－１　本市における推進計画区域の設定

推進計画区域は、法において必ず定めることとされており、本計画に定める事業又は事務の範囲がすべて含まれるようにする必要があります。

区域の設定に当たっては、津波被害を最小限に抑えるための海岸・河川などの水際施設の強化や浸水区域内の避難環境の整備だけではなく、高速道路をはじめとする幹線道路網を利用した被災地への救助活動や物資輸送、高速道路インターチェンジ等の広域的交通結節点にある「防災支援拠点」を活かした災害医療活動など、浸水想定区域外における展開についても考慮が必要です。

以上のことから、本計画の対象区域は、津波浸水想定区域だけではなく、市域全域とします。

推進計画区域は、市全域とします。

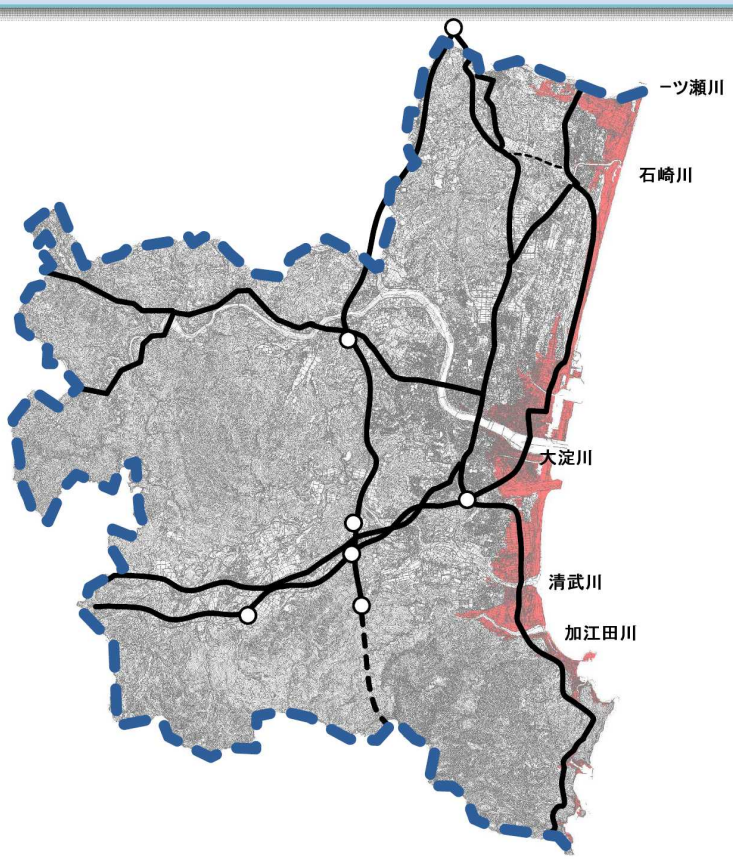

※赤い区域は津波浸水想定区域

図 4-1　推進計画区域図

第５章　津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本方針

本章では、宮崎市の現状や地震･津波災害の想定を踏まえ、地域特性を反映した津波防災地域づくりの方針を示します。

５－１　基本方針

なんとしても人命を守る
安全・安心を未来につなぐ　緑と調和したまちづくり

本市は日向灘に面し、白砂青松の広がる長い海岸線や、一級河川大淀川をはじめとする複数の河川を有しており、河川に沿って市街地を形成し発展してきました。

しかし、一方で、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、沿岸部において津波被害が想定されています。

このため、都市計画マスタープランにおいて、「都市機能集約の効果が、新市一体となって発揮されるコンパクトシティを目指す」とした基本的な方向のもと、巨大地震等の大規模自然災害に対しては、「なんとしても人命を守る」まちづくりを目指すこととしています。

また、インフラ構想においては、「安心・安全を未来につなぐ、緑と大地のスクラム構想」として、「できるだけ自然を活かした地震津波防災のあり方を追求する。」としています。

以上のことから、「なんとしても人命を守る　安全・安心を未来につなぐ　緑と調和したまちづくり」を本計画の基本方針として位置づけます。

５－２　実現に向けた取り組み方針

津波防災地域づくりの実現に向けて、第３章において抽出された課題に対する取り組み方針を設定します。また、宮崎市地域防災計画との連携を図りながら、公助だけではなく、自助や共助と組み合わせた取組みを行うことで、市全体としての防災力の向上を図るものとします。

課題	取り組み方針
（１）津波からの早期避難が困難な地区がある	（１）早期避難のための環境を整備する
（２）津波を防ぐための施設強化が必要である	（２）津波の防護ラインを強化する
（３）救援・復旧・復興のための道路が確保できない恐れがある	（３）救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する
（４）重要公共施設等が機能しなくなる恐れがある	（４）災害対応力を高める
（５）行政区域の垣根を越えた備えが必要である	（５）広域連携基盤を強化する

（１）早期避難のための環境を整備する

最大クラスの津波浸水想定区域においては、垂直避難（高いところに逃げる）のための建物や、水平避難（遠くに逃げる）を容易にするための避難路といった逃げるための施設整備を進めます。

また、早期避難を促すための情報提供施設の整備とともに、避難体制の整備を進めます。

（２）津波の防護ラインを強化する

海岸、河川等の海岸保全施設によってＬ１津波を防護するとともに、海岸保全施設等において設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような整備を進めます。

（３）救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する

高速道路を軸に、緊急輸送道路やその他の主要幹線道路と連携して、「人・物が移動できる機能の確保」を目標として、早期の啓開を含む救援、復旧・復興を可能とする緊急輸送道路ネットワークの構築及びその他の幹線道路の整備を進めます。

（４）災害対応力を高める

最大クラスの地震・津波に対し、指揮命令、情報の収集・発信など中枢拠点となる行政機能等の強化を進めます。

また、市民生活に直結する下水処理場や浄水場及び被災時の救援や物資輸送等の拠点となる港湾などの重要施設については、被災しても早期機能回復を可能とするような整備をするとともに、救援・救護等の支援の受け入れなどの後方支援機能の強化を進めます。

（５）広域連携基盤を強化する

同時多発的な大規模自然災害発生時の早期救援・復旧を図るため、行政区域の垣根を越えた、救援・復旧等の支援の受け入れなど、広域連携基盤の強化を進めます。

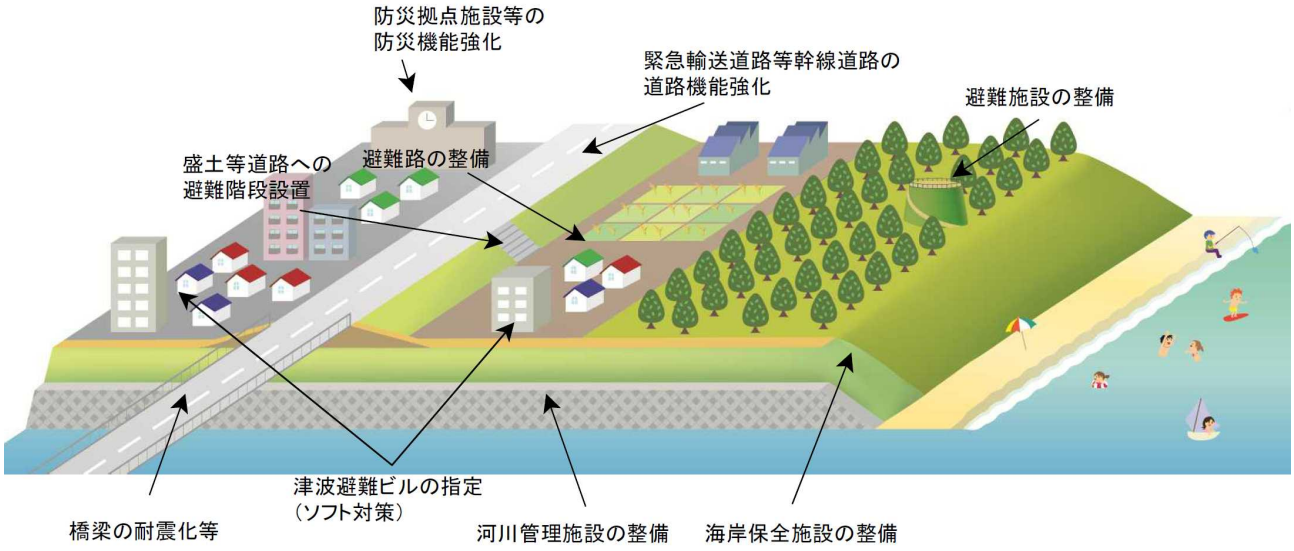

図 5-1　取り組み方針のイメージ図

５－３　土地利用及び警戒避難体制の整備

（１）土地利用に関する方針

本市では、歴史的に河口周辺に市街地が形成されてきたため、津波浸水想定区域には多くの市民が生活しています。また、市民の日常に欠かせない公共施設や、現在都市基盤整備を進めている区域も含まれており、市民生活や本市の産業・経済、文化等の活動を支えています。

現在の土地利用は、長年の歴史の中で形づくられたもので、宮崎市都市計画マスタープランにおいて目指している将来都市構造を急激に変更することは望ましいことではありません。

このことから、現在の土地利用方針をベースに地域づくりを進めながら、津波被害の軽減を図るための取り組みを推進することを基本とします。

なお、都市計画マスタープランの基本的な方向であるコンパクトシティを目指すために、原則として郊外における新たな都市機能の立地を抑制することとし、津波被害を未然に低減させる観点や防災対策を取り巻く状況変化を考慮しながら、将来の土地利用に関する見直しの必要性について検討を行います。

（２）警戒避難体制に関する方針

避難路や避難施設の整備、さらには避難情報伝達など、警戒避難体制については、宮崎市地域防災計画の中の南海トラフ地震防災対策推進計画編において定められた避難対策の基本方針に基づくものとします。

なお、今後、県により法に基づく津波災害警戒区域等の指定がされた場合には、適宜、警戒避難体制の見直しを図るものとします。

第６章　津波防災地域づくりのために行う事業又は事務

本章では、「第５章　津波防災地域づくりの総合的な推進計画に関する方針」に示した今後の津波防災地域づくりの方針に基づき津波に強いまちづくりを進めていくため、推進計画区域内において実施する施策を掲載します。

なお、現段階で関係機関と調整が整った施策を、４７ページ以降に記載しています。このため、今後随時見直しを行い、関係機関と調整が整った事業又は事務は追加します。

６－１　事業又は事務

津波防災地域づくりを進めるための取り組み方針に対応する施策を次のように整理します。

(1)早期避難のための環境を整備する

Ⅰ．早期避難を促すための情報提供施設の整備

Ⅱ．都市計画道路・その他の幹線道路等避難路の整備

Ⅲ．避難施設の整備

Ⅳ．避難体制の整備

(2)津波の防護ラインを強化する

Ⅰ．海岸・河川の堤防等の整備

(3)救援･復旧･復興を支える道路機能を強化する

Ⅰ．緊急輸送道路や幹線道路の未整備区間の整備

Ⅱ．緊急輸送道路や幹線道路の橋梁の耐震化

Ⅲ．緊急輸送道路や幹線道路の埋設管等の破損・浮き上がり防止

(4)災害対応力を高める

Ⅰ．港湾・漁港の防波堤等の整備

Ⅱ．上下水道施設の耐震化等の整備

Ⅲ．行政庁舎の防災機能の向上のための整備

Ⅳ．防災支援拠点等の整備

Ⅴ．地籍調査の実施

(5)広域連携基盤を強化する

Ⅰ．防災支援拠点の整備

各施策の期間については平成２７年度を基準として、予定期間を平成３１年度までの５年間を短期、平成３６年度までの１０年間を中期、10 年以上となる平成 37 年度を超えるものを長期として記載します。なお、平成２６年度までに完了予定の事業又は事務に関しては掲載しておりません。

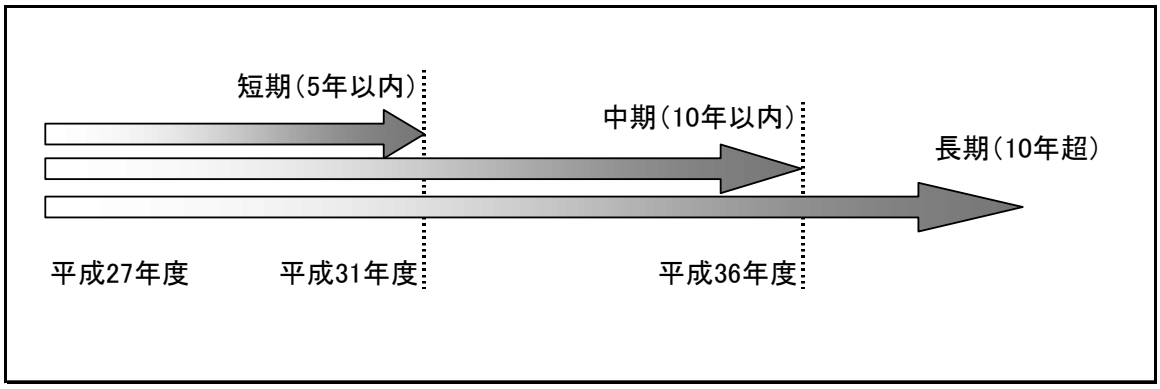

また、下表は法に基づく事業又は事務を示したもので、各施策ごとに法律上の分類を、４７ページ以降の表の右欄に記載します。

イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備
ロ：津波防災施設の整備
ハ：一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備、土地区画整理事業等の市街地の整備改善
ニ：避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備
ホ：集団移転促進事業に関する事項
ヘ：地籍調査の実施に関する事項
ト：民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進
チ：その他（法に記載なし）、上記イ～トに該当しないもの

（１）早期避難のための環境を整備する

津波浸水想定区域においては、水平避難が可能となる避難路等を確保し、また高台や津波避難施設などがない地域では、垂直避難が可能となる避難タワーなどの整備を行いとともに、情報伝達や避難訓練により避難環境を整えます。

Ⅰ．早期避難を促すための情報提供施設の整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
情報提供施設	津波情報提供システム情報板	Ｎ＝９基	宮崎市内	県	短期	二
	同報系防災行政無線設置事業	長距離用スピーカーを搭載した拡声支局を設置する。　Ｎ＝数基	宮崎市内	市	短期	二

写真 6-1　津波情報提供システム情報板（県道大久保木崎線）

写真 6-2　同報系防災行政無線（大淀処理場）

Ⅱ．都市計画道路・その他の幹線道路など避難路の整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
都市計画道路	都市計画道路吉村通線整備事業	道路改良事業 L=700m　W=19m	橲地区	市	短期	二
	都市計画道路宮崎駅東通線整備事業	道路改良事業 L=570m　W=27m	橲地区	市	短期	二
	都市計画道路昭和通線整備事業 (小戸之橋架替え)	道路改良事業 L=1,048m　W=16m (橋梁架え) L=506mW=16～19m	橲地区 赤江地区	市	中期	二
幹線道路	市道吉村通線道路改良事業	道路改良事業（２工区） ・W=12m ・Ｌ=1,500m	橲地区	市	短期	二
	市道吉村通線道路改良事業	道路改良事業（３工区） ・W=16m ・Ｌ=360m（総延長710m）	橲地区	市	短期	二
	市道木花駅東通線道路改良事業	道路改良事業 ・W=10.5m、Ｌ=230m ・東口駅前広場 A=約1,600㎡	木花地区	市	短期	二
区画整理	宮崎広域都市計画事業東部第二土地区画整理事業	良好な都市環境と防災性に優れた住環境の創出を目指す。	橲地区	市	中期	二

写真 6-3　小戸之橋の橋梁架け替え

Ⅲ．避難施設の整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
避難施設	国道２２０号緊急避難階段整備事業	国道２２０号への避難が有効な地区に避難階段を整備する。	２２０号沿線	国	短期	二
	津波緊急避難施設整備事業 【社会資本整備総合交付金事業（防災安全）】	平成26年3月に策定した宮崎港津波避難計画に基づき、避難施設を計画。平成２６年度は調査設計を実施する。 （盛土高台）東地区　　２箇所 一ツ葉地区１箇所	宮崎港	県	短期	二
	青島地域複合型防災施設整備事業	複数の公共施設が津波により大きな被害を受ける見込みであるため、複合型防災施設を整備する。	青島地区	市	短期	二
	津波避難困難地区対策事業	極めて津波からの避難が困難な地区に、垂直避難ができる避難タワーや複合型施設を整備する。	二ツ立地区 蛎原地区 島山地区	市	短期	二
下水道	下水道総合地震対策事業	主要な避難所等のマンホールトイレシステムを整備する。	市総合体育館、主要な小中学校体育館、市本庁舎、各総合支所等　33箇所予定	市	短期	二

図 6-1　避難タワーのイメージ（蛎原地区）

Ⅳ．避難体制の整備

項目	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
計画	津波避難行動計画策定事業	浸水区域内の全自治会毎の津波避難行動計画を策定する。	浸水区域内の全自治会	市	短期	チ
啓発	防災情報啓発番組制作事業　等	防災情報啓発ビデオを作製し、出前講座等で啓発を図るとともに、ケーブルテレビで放送する。 また、防災教育、防災訓練、広報誌、ハザードマップ等による地震発生時における避難の啓発や、ホームページ等で津波避難ビルの周知を行う。	市内全域	市	短期	チ
情報伝達	市防災メールの登録拡大	出前講座、防災訓練等あらゆる機会を通じて、登録の拡大を図る。	市内全域	市	短期	チ
訓練	総合防災訓練事業	防災関係機関相互の協力体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、住民及び関係機関の連携による総合防災訓練を実施する。	市内全域	市	短期	チ
避難所確保	津波避難ビル等の協定締結	防災アセスメント（地震・津波被害想定）に基づき民間の施設を含めて津波避難ビル等を確保する。	市内全域	市	中期	チ

（２）津波の防護ラインを強化する

Ｌ１津波による浸水被害を防ぐために樋門の自動閉鎖化、河川堤防の嵩上げ、液状化対策等の整備を行います。

Ⅰ．海岸・河川の堤防等の整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
海岸	宮崎海岸直轄海岸保全施設整備事業	海岸侵食を防止し、砂丘を保全する。	佐土原地区 住吉地区	国	長期	イ
河川	津波・高潮対策河川事業	無堤部区間における堤防、樋門等の施設を計画配置する。	津屋原沼	国	短期	イ
	広域河川改修事業（一ツ瀬川）	堤防の嵩上げ、護岸工	佐土原地区	県	中期	イ
	津波・高潮・耐震対策河川事業（新別府川）	樋門の自動閉鎖化 江田川樋門、前田川樋門の耐震化	橲地区	県	中期	イ
	津波・高潮・耐震対策河川事業（清武川）	樋門の自動閉鎖化・堤防の嵩上げ・液状化対策 蠣原川樋門の耐震化	木花地区	県	中期	イ
	津波・高潮・耐震対策河川事業（加江田川）	樋門の自動閉鎖化・堤防の嵩上げ・液状化対策 深田川水門の新設	木花地区	県	中期	イ

（３）救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する

救援・復旧・復興を支える緊急輸送道路のネットワーク構築や、緊急輸送道路や幹線道路等の橋梁の耐震化対策を行います。

Ⅰ．緊急輸送道路や幹線道路の未整備区間の整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
緊急輸送道路	国道２１９号（広瀬工区）交通円滑化事業	道路改良事業 L=3200m、W=18.25m	佐土原地区	県	短期	チ
	県道宮崎西環状線（古城工区）社会資本整備総合交付金事業	道路改良事業 L=1200m、W=24.0m	大淀地区	県	中期	チ
	県道学園木花台本郷北方線（山下工区）社会資本整備総合交付金事業	道路改良事業 L=1200m、W=16m	木花地区	県	中期	チ
	（再掲） 都市計画道路宮崎駅東通線整備事業	道路改良事業 L=570m　W=27m	橘地区	市	短期	チ
幹線道路	（再掲） 都市計画道路昭和通線整備事業 (小戸之橋架替え)	道路改良事業 L=1,048m　W=16m (橋梁架え) L=506mW=16～19m	橘地区 赤江地区	市	中期	チ
	（再掲） 都市計画道路吉村通線整備事業	道路改良事業 L=700m　W=19m	橘地区	市	短期	チ
	（再掲） 市道吉村通線道路改良事業	道路改良事業（２工区） ・W=12m ・Ｌ=1,500m	橘地区	市	短期	チ
	（再掲） 市道吉村通線道路改良事業	道路改良事業（３工区） ・W=16m ・Ｌ=360m（総延長710m）	橘地区	市	短期	チ
	（再掲） 市道木花駅東通線道路改良事業	道路改良事業 ・W=10.5m、Ｌ=230m ・東口駅前広場 A=約1,600㎡	木花地区	市	短期	チ

Ⅱ．緊急輸送道路や幹線道路の橋梁の耐震化

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
道路	直轄国道維持管理事業	緊急輸送道路の橋梁耐震対策 国道１０号、国道２２０号	宮崎市内	国	未定	チ
	防災・安全交付金事業	緊急輸送道路の橋梁耐震対策 県道宮崎インター佐土原線 （一ッ葉大橋）	宮崎市内	県	短期	チ
	防災・安全交付金事業	緊急輸送道路の橋梁耐震対策 国道２６９号 県道日南高岡線	宮崎市内	県	長期	チ
	橋梁長寿命化修繕事業	平成２６年３月に策定した「宮崎市橋梁長寿命化修繕計画」の中で防災上重要性の高い道路ネットワーク上にある橋梁のうち、耐震化が必要な橋梁の耐震工事を修繕工事と同時に実施する。	宮崎市内	市	中期	チ

Ⅲ．緊急輸送道路や幹線道路の埋設管等の破損・浮き上がり防止

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
下水道	下水道総合地震対策事業	緊急輸送路等の横断部・車道部、軌道横断部、主要な避難所の下流部の液状化によるマンホールの浮上防止を行う。	宮崎市内	市	短期	チ

（４）災害対応力を高める

被災時の指揮命令、情報の収集・発信などの機能を担う行政機関の庁舎等や、港湾や下水処理場、浄水場などの重要公共施設については、被災しても早期回復を可能とするような整備を行います。

復旧・復興の受け皿となる「防災支援拠点」に求められる機能や地域性を検討の上、整備を行います。

また、津波災害軽減のための事業の円滑な施行等に寄与する地籍調査を行います。

Ⅰ．港湾・漁港の防波堤等の整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
港湾	宮崎港東地区防波堤(改良)整備事業	既存防波堤の老朽化対策を行い防波堤機能を保持するとともに、粘り強い構造についても対応を検討する。	宮崎港	国	中期	イ
漁港	漁港施設機能強化事業	・平成25年度に防波堤や岸壁などの機能診断を実施する。 ・平成26年度はその診断に基づき、防波堤の嵩上げや補強、主要陸揚げ岸壁の耐震化等について、水産庁の承認を得ており（９月下旬）、事業に取り組んでいる。 県内でも優先的に地震・津波対策を行う。	青島漁港	県	中期	イ

Ⅱ．上下水道施設の耐震化などの整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
上水道	下北方浄水場大規模改修事業	市の給水量の約５割を供給するが、建設後４０年以上経過しており、また、新しい耐震設計基準に対応していないため、耐震化を考慮した大規模改修事業を行う。	下北方地区	市	長期	チ
下水道	下水道総合地震対策事業	沿岸部を中心とした処理場や中継ポンプ場等の耐震・耐津波対策として、施設の耐震補強や防水扉による耐水化等を実施する。	宮崎市内	市	長期	チ

Ⅲ．行政庁舎の防災機能の向上のための整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
防災拠点等	県防災拠点庁舎整備事業	災害発生時に、県災害対策本部を設置し、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施できる防災拠点庁舎を整備する。	中央東地区	県	中期	チ
	（再掲） 青島地域複合型防災施設整備事業	複数の公共施設が津波により大きな被害を受ける見込みであるため、複合型防災施設を整備する。	青島地区	市	短期	チ

Ⅳ．防災支援拠点等の整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
防災支援拠点	宮崎西インターチェンジ周辺防災支援拠点整備事業	速やかな復旧・復興等を支える機能や、受援の受け皿としての機能の強化のため、防災支援拠点を整備する。	生目地区	市	中期	チ
公園	清武総合運動公園整備事業	災害時の避難地や後方支援拠点施設として整備する。	市清武総合運動公園	市	中期	チ

Ⅴ．地籍調査の実施

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
地籍調査	地籍調査事業	毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する。	赤江地区以南の浸水想定区域	市	長期	ヘ

（５）広域連携基盤を強化する

県内の隣接自治体との連携による早期の救援・復旧を可能とするための基盤整備に取り組みます。

Ⅰ．防災支援拠点の整備

施設名	事業名	概要	場所	事業主体	予定期間	法律上の分類
防災支援拠点	（再掲） 宮崎西インターチェンジ周辺防災支援拠点整備事業	速やかな復旧・復興等を支える機能や、受援の受け皿としての機能の強化のため、防災支援拠点を整備する。	生目地区	市	中期	チ

６－２　事業又は事務のまとめ

事業又は事務を図 6-2 のとおりまとめます。

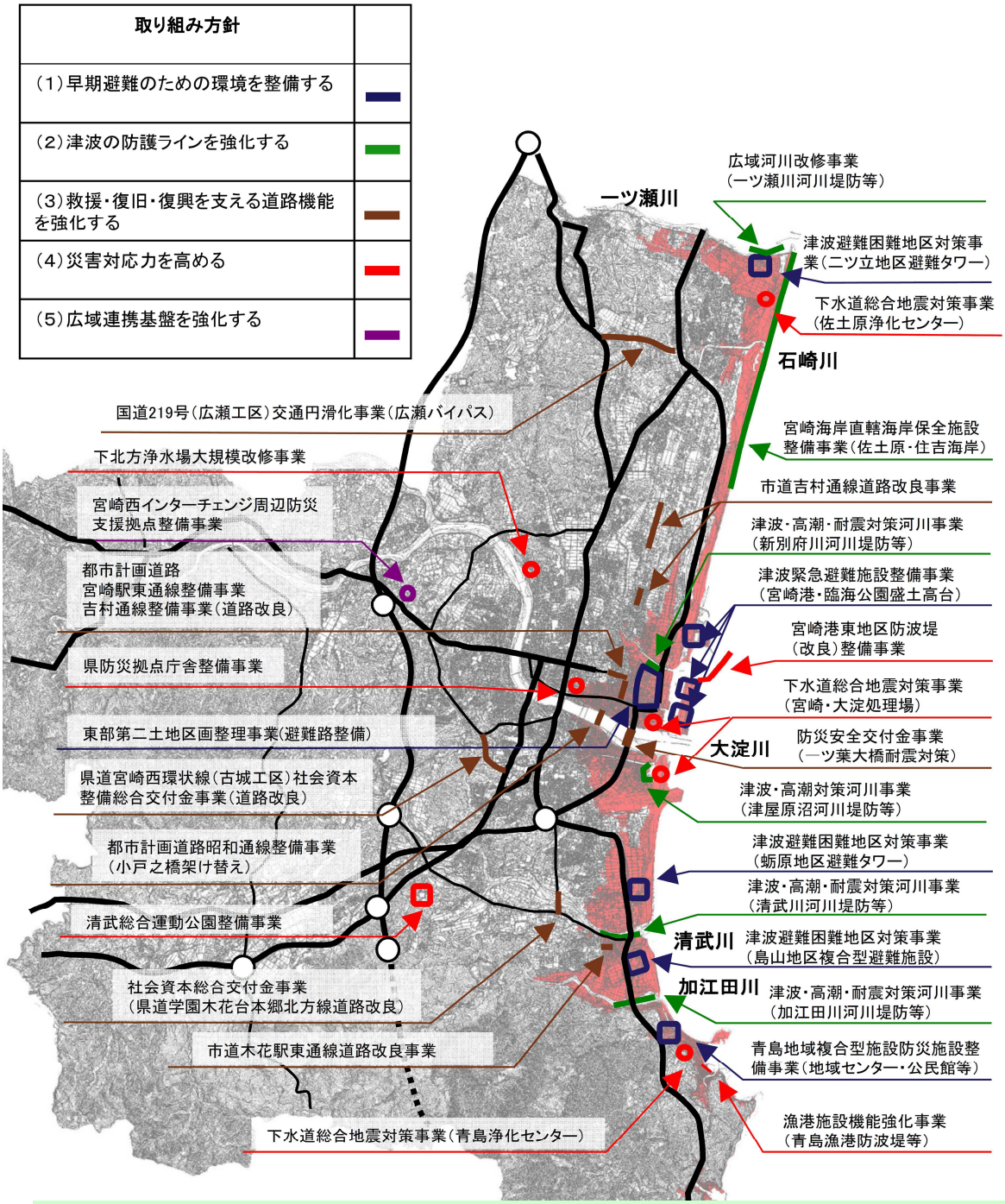

位置図に掲載されていない事業

津波情報提供システム情報板、同報系防災行政無線設置事業、国道 220 号緊急避難階段整備事業、津波避難行動計画策定事業、防災情報啓発番組制作事業等、市防災メールの登録拡大、総合防災訓練事業、津波避難ビル等の協定締結、直轄国道維持管理事業（国道 10 号・国道 220 号橋梁耐震化）、防災・安全交付金事業（国道 269 号・県道日南高岡線橋梁耐震化）、橋梁長寿命化修繕事業（市道橋梁耐震化）、下水道総合地震対策事業（マンホールトイレ、マンホールの浮上がり防止、中継ポンプ場の耐震化等）、地籍調査事業（赤江地区等）

図 6-2　事業又は事務の位置図

第７章　今後の推進計画の進め方

７－１　今後の推進計画の課題について

本市における推進計画の課題は、国・県・市の事業又は事務を踏まえ、下記に示す課題が残されています。今後は、海岸保全基本計画等を踏まえながら、これらの課題の解決に向けて、関係機関等と協議を行っていきます。

取組み方針ごとの未対策の課題

（１）早期避難のための環境を整備する

・宮崎港周辺、木崎浜周辺、青島地区、白浜・内海地区、宮崎県総合運動公園における避難環境の整備

・効率的な避難手段の検討

（２）津波の防護ラインを強化する

・（海岸）青島漁港海岸、内海港海岸、野島漁港海岸　等

・（河川）突浪川、内海川、大丸川、野島川、小内海川　等

（３）救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する

・都市計画道路宮崎駅東通線、吉村通線等の未着工区間　等

（４）災害対応力を高める

・現時点で喫緊の課題はないが、今後、必要に応じて見直し、関係機関と協議を行う。

（５）広域連携基盤を強化する

・現時点で喫緊の課題はないが、今後、必要に応じて見直し、関係機関と協議を行う。

７－２　都市計画マスタープランとの調和について

第５章の土地利用の方針における今後の土地利用の見直しを踏まえ、超高齢化、人口減少社会の本格到来が予想されていますので、都市計画マスタープランとの調和を図りながら、将来の土地利用に関する見直しの必要性について検討を行います。

７－３　推進計画の評価・検証について

本計画については、市全体としてハード事業とソフト事業のバランスの取れた、

効率的・効果的な対策となるよう、協議会等で評価・検証を行いながら、定期的に見直しを行います。

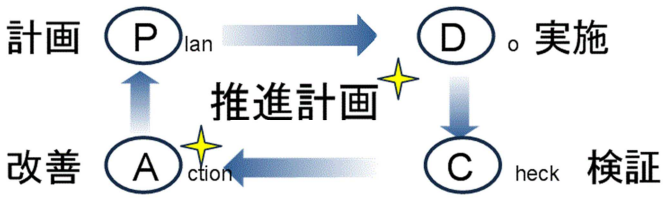

また、本計画に掲載された事業や今後の課題についても、各機関の進捗状況にあわせ適宜見直しを行います。

なお、今後の地震・津波防災を取り巻く状況変化に応じて、新たな検討が必要な場合も発生することもありますので、適宜対応を検討することとします。